令和３年　東川町議会　第１回定例会　会議録（１日目）

１．招集年月日　　令和３年３月８日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和３年３月８日　　午前９時 30 分
４．散　　会　　令和３年３月８日　　午後３時 25 分
５．会　　期　　令和３年３月８日～３月 15 日　８日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　長	松　岡　市　郎	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三　島　光　博
副　町　長	長　原　　淳	農地整備課長	中　山　善　敬
副　町　長	市　川　直　樹	都市建設課長	平　田　章　洋
教　育　長	杉　山　昌　次	診療所事務長	金　山　裕　之
会計管理者	林　　直　美	農業委員会会長	津　谷　俊　弘
企画総務課長	窪　田　昭　仁	農業委員会事務局長	千　田　浩一朗
保健福祉課長	野　澤　秀　夫	学校教育課長	佐　藤　文　泰
文化交流課長	藤　井　貴　慎	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
東川スタイル課長	菊　地　　伸	子ども未来課長	藤　川　裕　充
写真の町課長	矢ノ目　俊　之	代表監査委員	安　井　繁　光
税務定住課長	吉　原　敬　晴	選挙管理委員会委員長	西　川　宗　孝
産業振興課長	竹　部　修　司		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　書記　畑山　美里　　書記　小西　亜実
12．町長提出議案の題目
行政執行方針
教育行政執行方針
議案第１号　令和３年度 東川町一般会計予算について
議案第２号　令和３年度 東川町公共下水道事業特別会計予算について
議案第３号　令和３年度 国民健康保険東川町立診療所特別会計予算について
議案第４号　令和２年度東川町一般会計補正予算（第 10 号）について
議案第５号　令和２年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
議案第６号　令和２年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第４号）について
議案第７号　東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
議案第８号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第９号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例の制定について
議案第10号　特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号　東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号　東川町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号　東川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号　東川町文化ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号　財産の取得について（織田コレクション）
議案第16号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第17号　被表彰者の推薦について
議案第18号　副町長の選任について

13．議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

14．会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。

２番　山家祥幸議員、３番　飯塚達央議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）	ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。 よって、令和３年東川町議会第１回定例会は成立しますので、開会します。 これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）	町長より本定例会招集の挨拶があります。 町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	（登壇） 皆さん、改めましておはようございます。 今日は、令和３年の第１回の定例会、招集させていただきましたところ、全員の議員の皆さま方のご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。 今、コロナ禍の中にある訳でありまして、今後、どのような推移になっていくのか、全く予断を許さないという状況にございますけれども、こうして出席をいただいたことに重ねてお礼を申し上げたいと思います。 今回の議会は、令和３年度の住民の方々の福祉向上のための予算や条例の議決をいただくという極めて重要な定例会であります。 特に、令和３年の当初予算では、新規政策の全てを組み込むことができなかったということになっておりますが、何故できなかったかといいますと、国の令和２年の補正予算や令和３年の地方創生推進交付金の申請中でありまして、この可否がはっきりしてないということから、見送って未計上となっている訳であります。 国の決定があり次第、できる限り早く補正予算で対応したいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。 終わりになりますけれども、今回の案件全てについては重要なものばかりでありますので、全会一致で議決を賜りますようにお願いを申し上げ、招集者の挨拶といたします。 ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、２番　山家祥幸議員、３番　飯塚達央議員を指名します。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 本定例会は、本日から３月15日までの８日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり。）

異議なしと認めます。
よって、会期は本日から３月 15 日までの８日間と決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
この席から諸般の報告を申し上げるということは今までなかったのではないかと思いますけれども、今回、１件報告をさせていただきたいと思います。
それは、人事案件についての報告でございます。
現職の長原淳副町長が、今月、３月末日をもって辞職したい旨の申し出が昨年 12 月 17 日付けであり、受理したことをご報告申し上げたいと思います。
長原副町長とは、2019 年の３期副町長の任期満了までお互いに尽力をしようと、こういう決意のもとまちづくりに取り組んで参りました。
任期満了をもって退任する退任の意思が固かったものではありますが、小職が 2019 年に町長に就任し、まちづくり５カ年計画が新たにスタートする年でもあり、４年間に進めるべき事業について、経験力を活かし道筋をつけてほしいと翻意を促し、この２年間で整理をいただいたものであります。
長原副町長は、小職と共に昭和 47 年に役場採用となり、今日まで 49 年間、うち 14 年間は町長と副町長というパートナー関係で尽力をしてきました。
役場奉職時から長原副町長は人口と予算の拡大と確保が住民福祉の原点だという強い信念があり、実現に向かい今日まで初志貫徹されたと思います。
1995 年から 2020 年までの 25 年間の国勢調査では、一度も下回ることなく伸び続けた人口は、第三地区の優良田園住宅団地や各地区の住宅団地の造成、国際交流会館の増築、新東川小学校の移転新築や周辺整備、せんとぴゅあなどの整備、東川中学校、改善センター、海洋センターの大規模改修、旧診療所２階施設、郷土館、東町会館をはじめ、まちなか公共施設の景観維持補修、地区コミセンや遊休施設の改修や再利用、防災の視点から運動公園や役場の水供給環境の充実、住宅建築や高齢者住宅改修支援、環境に配意した薪ストーブの普及支援、公設民営によるモンベルや三千櫻酒蔵の誘致など次々と手がけ、財政を硬直化させることなく、社会資本の充実に努めた結果でもあります。
また、農業の分野では、国営緊急農地再編整備事業の推進で中心的な役割を担い、また、農業観光や商工業でも新たな交付金基準を定め、各団体の自主活動を支援するなどの方式にも改めてきています。
交通弱者のための交通対策として、デマンドタクシーへの移行、タクシーチケットの配布、見守りカーの試行など、ソフトの面での充実にもご尽力をいただきました。
今年、予算規模が 101 億円を超えたものは、彼の発想と実現力によるものであります。
特に印象に残っておりますのは、水資源の活用であり、忠別湖に壮大

な自然力を活かした噴水計画を国に提案したものがありました。この計画は不運にも実現に至りませんでした。しかし、規模は小さいものでありますが、自然力を生かしたものがふくろうの池に七色の噴水として誕生しているところであります。
今、東川スタイルのベースとなっているものは、美しい東川の風景を守り育てる条例、この条例は前山田町長時代に策定されたものでありますが、条例制定にも彼の尽力によるものが大きいところがあり、追加をさせていただきたいと思います。
彼が中心となって担当したプロジェクトは枚挙にいとまがありませんが、その一端を申し上げ、辞職願いの受理を報告し、受理に伴い後任の選任同意をお願いし、報告とさせていただきたいと思います。
ありがとうございます。

議長（高橋昭典君）　町長からの諸般報告の中で、質問があれば受けたいと思いますが、ございませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　議案第 11 号

議長（高橋昭典君）　日程第４　議案第 11 号「東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 11 号　東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と改正内容の説明を申し上げます。
今回の主な改正理由でありますが、昨年、技術者を養成する教育事業へと町に 20,000 千円の寄付をいただき、その志を具現化すべく、技術者を育成するものづくり技術者育成奨学金制度を新たに創設し、国公立の大学・短大へ進学する学生を応援する既存の小西健二奨学基金、株式会社ホクリク様より企業版ふるさと納税にてご支援をいただいている「進学等奨学助成事業補助金」と一体的に運用することで、町の奨学金事業をより効果的に、充実させて参りたいと考えています。
そこで、小西健二奨学基金を「未来を育む奨学基金」に名称を改め、基金を財源として運用する「日本の将来を担う人材を育成する小西健二奨学金」、「技術者を育成するものづくり技術者育成奨学金」を規定するものであります。
このほか、基金を効率的、効果的に運用を行い、将来の公共施設の大規模改修等を見据え、総合体育施設建設基金、地域振興基金、地域福祉基金を廃止し、公共施設整備基金への統合するほか、国民健康保険東川町立診療所基金、公共下水道事業基金を廃止するものであります。
それでは、新旧対照表により説明いたしますので、第１回定例会資料の８頁から９頁を議案と併せてご覧頂きたいと思います。
別表第１について、２段目の総合体育施設建設基金、４段目の地域振興基金、６段目の地域福祉基金、13 段目の国民健康保険東川町立診療

所基金、14 段目の公共下水道事業基金をそれぞれ削り、８段目の小西健二奨学基金の名称を「未来を育む奨学基金に、基金の設置目的を「向学心にあふれ、品行方正、学術優秀でありながら、経済的に厳しい家庭環境にあると認められる学生に対する次の奨学金の財源に充てることを目的とする。ア　日本の将来を担う人材を育成する小西健二奨学金イ　技術者を育成するものづくり技術者育成奨学金」に改めるものです。

条例改正本文に戻りまして、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上、議案第 11 号　東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げました。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

議案第 11 号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号「東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第５　議案第４号

議長（高橋昭典君）

日程第５　議案第４号「令和２年度東川町一般会計補正予算（第 10 号）について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）

（登壇）

ただいま議題となりました、議案第４号　令和２年度東川町一般会計補正予算(第 10 号)について、提案理由と補正内容の説明を申し上げます。

１頁をお開き願います。

令和２年度東川町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,695 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11,626,419 千円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条　地方債の追加及び変更は、「第２表　地方債補正」による

第３条　地方自治法第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業費を精査するもの、国の第三次補正により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付による町独自のコロナウイルス緊急経

済対策事業の財源の整理を行うもの、基金条例の改正に伴い基金の整理を行うもの、事業費の確定や執行見込みにより整理を行うものが、主な改正内容となっていますので、単純な執行見込みによる減額については説明を省略させていただき、増額や大幅に減額となるものを中心に説明させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、最初に歳出から説明させていただきますので、14 頁、15 頁の事項別明細書をご覧ください。

はじめに、１款　議会費、議員費、次の議会管理事務費は、新型コロナウイルスの影響により、研修会、会議等が中止などになったことに伴い減額するものです。

２款　総務費、職員給与費は、人事異動等に伴う執行残について減額するもので、財源については国庫支出金、道支出金、その他は広域連合交付金を増額し、地方債の辺地対策事業債、一般財源を減額します。

次の職員研修事業、次の総務関係事務費については、新型コロナウイルス等の影響による事業の減少等に伴う未執行分について、それぞれ減額いたします。

２つ目を飛ばして、企画費、地域活性化・国際観光推進費、写真の町国際化推進事業は、写真の町実行委員会が実施する事業に対し、地域づくり交付金が採択された事に伴い、次の国際プロモーション事業は、高校生国際交流写真フェスティバル事業について、事業費の確定に伴い、それぞれ減額をするもので、財源については、その他の東川株主基金繰入金と一般財源を減額いたします。

次の頁の、地域活性化・特別対策費は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業費を減額するもので、国際交流推進事業は本町への配属が決定していた国際交流員２名の年度内の着任が見込めなくなったこと、次の日本語学校運営事業は、短期日本語学校の授業数が減少したこと、次の複合交流施設せんとぴゅあＩ管理運営業は、施設利用の減少に伴い、それぞれ減額をするもので、財源についてはその他の日本語学校校納金と一般財源を減額します。

一つ目を飛ばして、新型コロナウイルス感染症対策費は、子育て世帯臨時特別給付金について、支給児童数について 1,091 人で確定したことに伴い執行残を減額するものです。なお、財源について、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付決定されたことに伴い町単独の経済対策事業費の精算を今回行います。

国庫支出金については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、三次補正地方単独分 105,490 千円、臨時交付金の三次交付決定分の対象となる国庫補助事業の地方負担分に対する補助金 7,553 千円を合計した 113,043 千円を増額しますが、子育て世帯臨時特別給付金事業清算伴う補助金 290 千円を減額した 112,753 千円について増額するほか、その他については、株主基金への戻入分 60,436 千円から民生費寄付金 20 千円の増額分を除いた 60,416 千円と、一般財源は財政調整基金への戻入を含めた 52,627 千円減額し清算をするものです。

次の徴税費、賦課徴収費は、町税の過年度分過誤納還付金の執行残について減額するもので、財源は道民税徴収取扱交付金を減額します。

二つ目を飛ばして、地域活性化費、地区コミュニティ費、地域自治活動推進事業は、今年度予定していた道外視察研修について、新型コロナウイルスの影響により中止となった事に伴う執行残を減額します。

次の定住促進費、移住定住対策事業費、定住促進対策事業は、新型コ

ロナウイルスの影響による事業の中止に伴う執行残を減額し、財源について、地域づくり交付金、いきいきふるさと推進事業助成金を減額します。

次の３款　民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、３　国民年金等推進事業の返還金は、前年度の国民年金事務取扱交付金等の精算に伴い、新たに予算計上いたしますが、その他は事業費の確定により減額するもので、財源については、一般財源のほか、国庫支出金、道支出金は国民健康保険基盤安定負担金をそれぞれ減額します。

次の頁の、一つ目を飛ばして、高齢者地域支援費、介護予防事業、包括的支援事業は、事業費の確定により減額をするもので、財源については、一般財源のほか、その他は広域連合介護予防事業、包括的支援事業・任意事業交付金について、それぞれ減額します。

次の障害者地域支援費、自立支援医療事業は、前年度の障害者医療費国費負担金が確定した事に伴う返還金について増額するものです。

次の２　補装具給付事業から５　介護給付・訓練等給付事業までは、事業費の精査により減額をするもので、財源については国庫支出金、道支出金の障害者介護給付費等負担金、地域生活支援事業費等補助金、重度身障者医療給付事業費補助金、障害者介護給付費等負担金についてそれぞれ減額し、一般財源を増額します。

次の児童福祉費、児童福祉総務費、児童手当支給事業は、支給児童総数の減によるもの、次の母子通園事業は、事業費の確定に伴う減額となり、財源については、一般財源のほか、国庫支出金、道支出金の児童手当負担金を、それぞれ減額します。

次の母子福祉費、子ども医療費給付事業、次のひとり親家庭等医療給付事業、次の養育医療給付事業は、新型コロナウイルス感染症等の影響により医療費の給付が減少したことによる減額が主な内容ですが、養育医療給付事業の返還金について、前年度の養育医療費国費負担金が確定した事に伴う返還金について新たに予算計上するもので、財源については、一般財源のほか、国庫負担金、道支出金は養育医療費負担金、子ども医療費助成事業補助金、ひとり親家庭等医療給付事業費補助金を、その他については、各事業にかかる保険者負担金等を、それぞれ減額いたします。

次の頁の学童保育費、学童保育事業費は、会計年度任用職員の人件費等について、事業費の確定に伴い減額するもので、財源については留守学童保育料、一般財源をそれぞれ減額します。

次の４款　衛生費、保健衛生費、予防費は、予防接種事業について、インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチンの予防接種を、新型コロナウイルス感染症重症化予防対策事業として実施したことに伴い減額をいたします。

次の母子保健費、母子保健事業は、他の事業により保健師を確保したことに伴い減額をするもので、財源については、国庫支出金、道支出金の子育て支援交付金と一般財源について減額いたします。

二つ飛ばして、５款　農林業費、農業費、農業振興特別対策費、強い農業・担い手づくり総合支援事業は、経営体の育成を目的に、農業用機械・施設等の導入にかかる融資主体型の補助事業について、追加要望により採択を受けた事業費について増額するもので、財源についても道支出金で強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金を、同額増額いたします。

次の頁、農村整備費、国営換地事業は、執行見込みによる減額を中心に整理を行うほか、大雪東川地区換地委託業務に係る受託額の執行上の残額について、推進本部負担金に割り当てるため組替えを行うものであります。

次の道営水利施設等保全高度化事業は、道営水利施設等保全高度化事業負担金について、事業費確定により減額します。

財源について、道支出金は国営農地換地計画大雪東川地区委託金、農業競争力基盤安定化特別対策事業補助金、地方債は辺地対策事業債、その他は東川東部高原地区受益者分担金をそれぞれ減額します。

二つ飛ばして、６款　商工費、観光費、観光振興対策事業は、新型コロナウイルスの影響により中止となったひがしかわ氷まつり事業補助金について減額するものです。

一つ飛ばして、写真の町推進費、写真の町推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、写真甲子園の本選大会がリモートで開催されるなど、事業の変更や中止などに伴う事業費の減額を行うものです。

次の森林公園費、キトウシ森林公園家族旅行村費は、ケビンの設計にかかる事業費の確定に伴い減額するもので、財源については辺地対策事業債を減額し、一般財源を増額します。

次頁の７款　土木費、道路橋りょう費、次の都市建設費、社会資本整備道路事業は、道路改良事業にかかる事業費の確定に伴いそれぞれ減額をするもので、財源については、国庫支出金は社会資本整備総合交付金、地方債は辺地対策事業債を減額し、一般財源を増額いたします。

次の社会資本整備地域住宅計画事業、民間住宅施策地域材利用促進事業は、景観住宅建築支援ときた住まいる建築推進事業の事業費の確定に伴い減額し、財源について、国庫補助金は社会資本整備総合交付金を減額するものです。

次の９款　教育費、教育総務費、教育委員会費、外国青年招致事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、後任及び新任のＪＥＴ職員が着任できなかったことに伴い減額をするものです。

次の頁の小学校費、小学校維持管理事業は、新型コロナウイルス感染症による休校に伴う光熱費を減額するほか、学校ＩＣＴ機器の指導について事業費の確定に伴い減額を行うものです。

次の２　東川小学校管理事業から５　第三小学校管理事業までは各小学校における感染症対策、学習支援備品の購入に要する事業費についてそれぞれ増額するものです。

財源については、国庫支出金は学校保健対策事業費補助金を 1,800 千円増額し、公立学校情報機器整備事業補助金を 1,287 千円減額した 513 千円を増額し、一般財源を減額します。

次の教育振興費は、財源内訳の変更で、その他について、教育費寄付金を増額し、一般財源を減額します。

次の中学校費、学校管理費、中学校維持管理事業は、中学校における感染症対策、学習支援備品にかかる事業費について増額するほか、新型コロナウイルス感染症による休校に伴う光熱費を減額し、財源については学校保健対策事業費補助金、一般財源をそれぞれ増額します。

次の社会教育費、社会教育総務費、社会教育管理事務費、学社連携推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による放課後子どもプラン事業の縮小等に伴い、次の東川ゆめ公園整備事業は、事業費の確定に伴い、それぞれ減額するもので、財源について、道支出金は家庭教育支援

活動事業補助金を増額しますが、放課後子どもプラン、学校支援地域本部補助金、土曜教育事業費補助金を減額し、地方債の辺地対策事業債、一般財源も減額いたします。

次の保健体育費、保健体育総務費、スポーツ推進委員費は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小等に伴い、次の社会体育管理事務費は新型コロナウイルス感染症の影響により、後任及び新任のスポーツ国際交流員の来日の延期に伴い、次の社会体育推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による町民体育祭の中止に伴い、それぞれ減額いたします。

次の頁、幼児教育費、幼児教育管理費、幼児センター管理事業は、事業費の確定に伴い減額を行うもので、財源については、国庫支出金、道支出金について子育て支援交付金を増額し、一般財源を減額します。

次の幼児境域振興費、幼児教育振事業は、給食にかかる賄材料費の確定に伴う減額と、次の子どものための教育・保育給付事業は、小規模保育園並びに広域入所にかかる給付事業について、増額を行うものです。

次の 12 款　諸支出金、特別会計繰出金、診療所会計繰出金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外来、入院患者の減少に伴い、診療収入等が減少したことに伴い、一般会計から診療所会計に 34,235 千円を新たに繰り出すため増額をするものです。

次の基金費、財政調整基金事業は、今回の補正予算に伴う余剰財源を積立するため増額するものです。

次の減債基金事業は、土地開発公社の宅地造成に伴う収益については 300,000 千円を町の起債償還に充当することとしていましたが、既に納付されている分を除いた残り 150,000 千円について、令和２年度から４年度までの３年度で納付することに伴い、土地開発公社施設整備負担分 50,000 千円を増額するものです。また、文化ギャラリー増築・模様替の拠点整備にかかる起債償還の財源として、今後償還に必要な 150,000 千円を令和４年度までの３年度でひがしかわ株主基金から積立を行う事に伴い、今年度分の 50,000 千円について増額することから、今回、合わせて 100,000 千円を増額するものです。

次の公共施設整備基金事業は、基金条例の一部改正条例で説明したとおり、基金を効率的、効果的に運用することを目的に、総合体育施設建設基金、地域福祉基金、地域振興基金を公共施設整備基金に統合するため、それぞれの基金を取り崩し、積立を行うために増額をするものです。

次の未来を育む奨学基金事業は、基金条例の一部改正でも説明をしたとおり、町に対し技術者を目指す人材育成を目的とした事業への寄付金 20,000 千円について、既存の小西健二奨学基金の名称を変更し、未来を育む人材育成を目的とした基金としての事業の拡充を図るため、積立金を増額するものです。

歳出の説明については以上です。

続いて、歳入について、８頁、９頁から説明をいたします。

歳入では、歳出の事業精査に連動した補助金等の増減が主な内容となっていますので、特徴的なものを中心に説明をいたします。

１款　町税、町民税、法人、現年度課税分について、新型コロナウイルスの影響により、均等割、法人税割共に納付額が減少していることに伴い減額をするものです。

次の軽自動車税、環境性能割、現年度課税分は、新規登録台数の精査、並びに新型コロナウイルス感染症対策として、税率を２％から１％に軽

減する特別措置により減額を行うものです。
次の入湯税、現年度課税分は、新型コロナウイルス感染症の影響により、旭岳・天人峡の両温泉地区の利用客が減少したことに伴い減額するものです。
次の 10 款　地方特例交付金については、軽自動車税環境性能割の減収分について増額するものです。
次の 13 款　分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、児童福祉費負担金は、留守家庭学童保育料について、わくわくプレイス事業実施に伴う保育料の改定により減額をいたします。
次の分担金、農林業費分担金は、東川東部高原地区受益者分担金について、道営水利施設等保全高度化事業費の確定に伴い減額するものです。
15 款　国庫支出金、一つ飛ばして、国庫補助金、総務費国庫補助金、地方創生道整備推進交付金は、南２条道路改良事業、北４条道路交差点改良事業に係る補助金について増額をするものです。
２つ飛ばして、教育費国庫補助金は、歳出で説明をした小学校の情報機器整備事業にかかる事業費の確定に伴う減額と、学校保健特別対策事業費補助金は、小学校における感染症対策、学習支援備品にかかる事業費への補助金として、次の中学校費補助金は、中学校における感染症対策、学習支援備品にかかる事業費への補助金として増額を行うものです。
次の総務費国庫補助金、総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額となっています。歳出でもご説明をいたしましたが、これまでのコロナウイルス経済対策事業実施の財源として、株主基金、財政調整基金を取り崩していたことから、それぞれの基金に戻入を行い、今回、清算をいたします。
一つ飛ばして、教育費委託金、研究開発学校事業委託金は、教育研究開発学校事業が新型コロナウイルス感染症の影響で令和３年度に延期となったことに伴い減額するものです。
次の頁、16 款　道支出金については、歳出で説明した通り、事業費の確定に伴う増額、減額を行うものです。
次の 18 款　寄附金ですが、一般寄附金は、本年度寄附のあった２件、計 20 千円を計上しています。内訳は、商工会女性部様より 15 千円、吉田和政様より 5 千円となっています。
次の民生費寄付金は１件、20 千円で、道北アークス様より寄附をいただいております。
次の教育費寄附金は３件、計 20,386 千円を計上しており、北海工芸様より 300 千円、東川連合青年会様より 86 千円、匿名による寄付金 20,000 千円となっています。
次の 19 款　繰入金、基金繰入金、「写真の町」ひがしかわ株主基金繰入金は、歳出で説明した通り、文化ギャラリー増築・模様替にかかる減債基金への積立分 50,000 千円が増額となりますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業財源分 60,436 千円、国際観光プロモーション事業減額分 3,700 千円を差し引きした 14,136 千円を減額いたします。
次の財政調整基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に係る財源分の 52,607 千円のほか、今回の補正予算により余剰となる 91,354 千円を合わせた 143,961 千円について減額いたします。
次の地域振興基金繰入金、次の地域福祉基金繰入金、次の総合体育施

設建設基金繰入金は、歳出でも説明していますが、それぞれ基金を取り崩し、公共施設整備基金に積立をするため予算計上いたします。
次の 21 款　諸収入、雑入ですが、１　宝くじ交付金収入は交付額の確定により、８　施設整備等負担金は、歳出で説明した土地開発公社施設整備負担金 50,000 千円を増額するほか、各事業費の確定に伴う減額分を差し引きした 48,140 千円について増額いたします。
次の 22 款　町債、土木債、次の辺地対策事業債については、２の萬二橋橋梁長寿命化修繕事業については、財源調整のため増額をいたしますが、その他は、歳出で説明しました道路、公園などの公共工事にかかる事業費の確定等に伴い減額をいたします。
次の減収補てん債は、令和２年度限りの措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収が見込まれる地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税などの減収補填を行うための起債発行が認められたことに伴い 8,800 千円を増額するものです。
以上が、歳入についての説明です。
４頁に戻っていただきまして、第２表「地方債補正」は、今回、先程説明しました減収補てん債について、限度額を 8,800 千円とし、起債の方法、利率、償還の方法については記載の通り、新たに追加いたします。
変更分として、辺地対策事業債、萬二橋橋梁長寿命化修繕事業分 2,200 千円を増額しますが、起債の方法、利率、償還方法に変更はありません。
次の第３表　繰越明許費についてですが、防災無線改修事業について、昨年 12 月に開催した第４回定例会において、予算の議決をいただき、工事にかかる契約を 12 月 21 日に締結いたしましたが、事業に必要な半導体部品について、製造工場が火災事故により部品供給が大幅に遅れることとなり、年度内の事業完了ができなくなったことに伴い事業費を繰り越しさせていただくものであります。
なお、補正予算書の今回職員の給与に関する補正に伴い 30、31 頁には給与費明細書を、地方債の補正に伴い 32、33 頁には地方債に関する調書をそれぞれ添付していますので、後程ご確認をいただければ思います。
以上が、議案第４号　令和２年度東川町一般会計補正予算（第 10 号）の説明であります。
ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　最初に、歳入・歳出全款一括して質疑に入ります。
８番、安原芳博君。

８番（安原芳博君）　民生費で再度お伺いしたいんですが、４番の障害者地域支援費の扶助費について再度教えていただきたいと。
それと、児童福祉費の児童手当支給事業、3,000千円、母子通園事業の減額について。それと、母子福祉費の扶助費の減額について、再度ご説明いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長、野澤秀夫君。

保健福祉課　最初に、障害者の扶助費の関係でございますが、減額になっているの

長（野澤秀夫君）

は、地域生活支援事業費。これについては、障害のある方が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じて柔軟な形態により事業を計画的に実施して、障害のある方の福祉の増進を図る、そういうサービスでございますけれども、その中には、移動支援事業であったり、日中一時支援事業、その他、日常生活用具等々のメニューがございますけれども、それぞれコロナの影響が大きかったんですけれども、その影響で減額になっていると、実績が下がっているということでございます。

次に、児童手当の関係でございますけれども、これについては、当初予算で転入してくる児童の数をある程度見込んでいる関係で、ちょっと多めに予算計上を実はしております。

さらに、児童手当の支給に対しては３つの区分がございますけれども、それぞれ金額が違います。申し上げますと、３歳未満小学校修了前の第３子以降については月額で15,000円。さらに、就学前小学生の第１子、第２子及び中学生については、月額で10,000円。その他、一定所得以上の方については、特例給付ということで5,000円を支給しておりますけれども、その区分の中で、特例給付が増えたことによって、中の区分で動くことによって減額になっているということでございます。

それと、母子福祉の扶助費の関係でございますけれども、これにつきましては大半が医療費でございます。子ども医療、ひとり親医療、養育医療ということで、それぞれコロナの受診控え等々によって減額になっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

他に質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）

これをもって質疑を終結します。

次に、地方債の補正・繰越明許費を一括して質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

議案第４号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、議案第４号「令和２年度東川町一般会計補正予算（第 10 号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第６　議案第５号

議長（高橋昭典君）

日程第６　議案第５号「令和２年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

都市建設課長、平田章洋君。

都市建設課長（平田章洋君）

（登壇）

ただいま議題となりました、議案第５号　令和２年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、提案理由と補正内容をご説明申し上げます。

補正予算書の１頁をお開きください。
令和２年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次の定めるところによる。
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,781 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 226,133 千円とする。
２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
第３条　地方自治法第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。
補正の主な理由ですが、歳入では、事業完了に伴う国庫補助金の減額、事業完了に伴う工事請負費の減額、事業追加による町債の増額であります。
歳出では、西部処理区での事業追加による増額、旭岳処理区では、事業費確定に伴う減額であります。
それでは、事項別明細の説明の前に国の第３次補正予算に係る西部処理区での追加事業の西部処理区施設整備事業のうち、旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町の１市５町で構成する「旭川広域圏下水道施工事業負担金」について、ご説明させていただきます。
旭川市神居町忠和 287 番地にある旭川市下水処理センター（西部下水終末処理場）の施設整備費の一部工事等においては、国の第３次補正予算の対象となったことから、補正予算により年度を跨いで工事実施がされることとなりました。
この一部工事等の内訳ですが、「沈砂池流入ゲート更新工事」で 170,000 千円「系最終沈殿池更新工事」で 400,000 千円、「汚泥焼却炉更新工事」で 1,954,000 千円、「脱水機棟耐震診断業務」で 13,000 千円、「汚泥焼却炉改築事業監視業務」で 13,400 千円で、工事費総額は 2,550,400 千円となり、入札は令和３年３月 23 日、工事終了は令和４年３月下旬を予定しております。
旭川広域圏下水道における東川町の負担割合は 1.4％となっており、工事費総額 2,550,400 千円に対する本町の事業費は 35,706 千円と事務費が 2,142 千円、歳入である国費分 19,501 千円を差し引いた 18,347 千円を繰越設定させていただくものでございます。
なお、この工事における補正予算・繰越設定については、令和３年２月 25 日の令和３年旭川市議会第１回定例会で可決がされているところでございます。
それでは、事項別明細の歳出から説明させていただきますので、８、９頁をお開きください。
１款　公共下水道費、２目　西部処理区費における西部処理区施設整備事業の 12,531 千円の増額は、事業確定に伴う委託料 640 千円と工事請負費 4,286 千円を減額し、負担金につきましては、国の第３次補正予算により旭川市下水処理センターの汚泥焼却炉更新工事等を令和３年事業の前倒し実施に伴い、負担金 18,347 千円から執行残 890 千円を差し引いた 17,457 千円を増額し、増減差引 12,531 千円の増額となります。なお、下水処理センターの工事については、次年度に繰り越しし実施することになります。
次に、３目　旭岳温泉処理区費における旭岳温泉処理区施設整備事業

の 750 千円の減額は、旭岳温泉ピュアセンター水処理設備更新工事の執行額確定により減額するものです。
次に、歳入について説明いたしますので、６、７頁をご覧ください。
３款　国庫支出金、１目　下水道事業補助金 520 千円の減額は、補助金額の確定によるものであります。
４款　繰入金を飛ばしまして、７款　繰越金、１目　下水道事業債の 12,300 千円の増額は、西部処理区で先程歳出で説明させていただきました旭川市下水道処理センターの更新工事等に伴う 12,700 千円増額と旭岳温泉処理区で事業精査により 400 千円の減額であり、増減差引 12,300 千円の増額になるものであります。
戻りまして、４款　繰入金、１目　公共下水道事業基金繰入金１千円の増額は、基金条例改正により基金廃止に伴う一般財源へ繰入するものです。
次に２頁をご覧ください。
第２表　地方債補正ですが、起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じであります。
限度額については、西部処理区施設整備事業で補正となり、補正前の額 25,900 千円から 11,700 千円を補正し、合計 37,600 千円となります。
本来であれば、町債の下水道事業債分 12,700 千円を補正するところですが、限度額に余裕があるため、実際には 1,000 千円少ない 11,700 千円の補正となります。
第３表　繰越明許費ですが、西部処理区施設整備事業の先程歳入、歳出でも説明させていただきました旭川市下水処理センターの更新工事費等になります。
よって、１款　公共下水道費、１項　公共下水道費、２目　西部処理区費、18 節　負担金と執行残を合わせ、18,347 千円を次年度へ繰越すことといたします。
最後になりますが、「地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」は 10 頁に記載していますので、後程ご覧いただきますようお願い申し上げます。
以上で、議案第５号　令和２年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の説明とさせて頂きますので、ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　最初に、歳入・歳出全款一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
次に、地方債の補正・繰越明許費を一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第５号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第５号「議案第５号　令和２年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について」は、原案のとおり可決されまし

た。

○日程第７　議案第６号

議長（高橋昭典君）

日程第７　議案第６号「令和２年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第４号）について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

診療所事務長、金山裕之君。

診療所事務長（金山裕之君）

（登壇）

ただいま議題となりました、議案第６号　令和２年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第４号）について、提案理由と補正内容をご説明申し上げます。

補正予算書の１頁をお開きください。

令和２年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 433,729 千円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

補正の主な理由ですが、１点目は、令和２年度の決算見込みに基づくもので、予算の執行状況を精査し、歳出では医業費における医薬用衛生材料費、寝具費、給食業務費それぞれを減額し、歳入では診療収入における入院収入、外来収入の減額と、その他の診療収入の増額、使用料及び手数料、財産収入の減額。繰入金における増額でございます。

２点目は、新型コロナウイルス感染症に関する国庫補助金に伴う歳出及び歳入の増額でございます。

それでは、はじめに事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、８、９頁をお開きください。

１款　総務費、施設管理費、診療所一般管理費、1,200 千円の増額は、施設維持管理事業における 17 節　備品購入費の増額です。

国の３次補正予算では、医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援において、新型コロナの感染が継続する中、医療機関・薬局等それぞれの機能や規模に応じ必要な医療提供を継続することが求められています。

緊急的臨時的な対応となる感染拡大防止等の支援を行うことを目的とし、有床診療所では「25 万円＋5 万円×許可病床数」が上限とされ、東川町立診療所では計算の結果 120 万円が上限値となり実費が補助されます。

新型コロナウイルス予防接種も控え、院内感染防止に万全を期すため、タブレット型熱感知サーマルカメラ４台購入の計上をいたします。

続いて、２款　医業費でございます。

１項　医業費、２目　医療用消耗器材費は、歳入で計上している使用料、容器・材料代の減額に伴い、特定財源 800 千円を減額いたします。

３目　医療用衛生材料費 8,300 千円の減額は 10 節　需用費で薬品の購入である医薬材料費を、４目　寝具費 400 千円の減額は 12 節　委託料で寝具貸付業務委託料を、２項　給食費、１目　給食費、1,500 千円の減額は 12 節　委託料で給食業務委託料をいずれも患者数の減少に伴い減額するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、６、７頁をご覧ください。
はじめに、１款　診療収入。補正額は 44,110 千円の減額でございます。
１項　入院収入は 25,270 千円の減額でございます。
補正理由は入院患者数減によるものであり、診療報酬収入及び一部負担金収入、負担額収入減のため減額いたします。
１目　国民健康保険診療報酬収入は 970 千円の減額を、３目　後期高齢者医療保険診療報酬収入は 15,500 千円の減額を、４目　一部負担金収入 2,400 千円の減額は、国保一部負担金収入で 700 千円と後期保一部負担金収入で 1,700 千円をそれぞれ減額いたします。
５目　食事療養費標準負担額収入は 2,500 千円の減額を、６目　その他の診療報酬収入は公労災診療報酬収入で 3,900 千円の減額をいたします。
続いて、２項　外来収入。補正額は 20,400 千円の減額でございます。
補正理由は、外来患者数減によるものであり、診療報酬及び一部負担金収入減のため、減額をさせていただくものです。
１目　国民健康保険診療報酬収入は 2,300 千円の減額を、２目　社会保険診療報酬収入は 5,200 千円の減額を、３目　後期高齢者医療保険診療報酬収入は 8,900 千円の減額を、４目　一部負担金収入 4,000 千円の減額は、国保一部負担金収入で 1,100 千円、社保一部負担収入で 1,200 千円、後期保一部負担収入で 1,700 千円をそれぞれ減額いたします。
続いて、３項　その他の診療報酬収入、１目　諸検査等収入 1,560 千円の増額は、健康診断者数の減少に伴う 2,200 千円の減額と、主にインフルエンザ予防接種者の増加に伴い、各種予防接種等で 3,760 千円の増額をいたします。
続いて、２款　使用料及び手数料です。補正額は 1,200 千円の減額でございます。補正理由は患者数の減によるものでございます。
１項　使用料、１目　使用料は、容器・材料代で 800 千円の減額を、２項　手数料、１目　文書料は各種診断書および証明書料で 400 千円の減額をいたします。
続いて、３款　財産収入です。
１項　財産運用収入、１目　財産貸付収入 300 千円の減額は医師住宅棟貸付収入でございます。
東町１丁目７番 10 号にある旧医師住宅は、自立支援施設こころりんく東川が入居していましたが、令和２年 10 月末を持って退去されたことから減額いたします。
次に、４款　繰入金。
１項　他会計繰入金、１目　一般会計繰入金を飛ばし、２目　保険者繰入金 5,304 千円の減額は、大雪地区広域連合繰入金でございます。
特別調整交付金であるへき地診療所運営費交付金ですが、令和２年度の交付申請の額は 79,696 千円となったことから、5,304 千円を減額いたします。
続きまして、２項　基金繰入金、１目　診療所基金繰入金。65 千円の増額は、先程可決をいただきました東川町基金条例の改正により、国民健康保険東川町立診療所基金が廃止となることから、一般財源への繰入をするものです。
次に、８款　国庫支出金。
１項　国庫補助金、１目　診療所事業補助金 7,614 千円の増額です。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金で、1,200千円の増額であり、歳出でご説明したタブレット型サーマルカメラ４台を購入いたします。
二つ目は、発熱外来診療体制確保支援補助金で、6,414千円の増額です。
インフルエンザ流行期に備え、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療と検査を受けられる体制を整備し、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関が、発熱患者等専用の診察室を設け、発熱患者などを受入る体制をとった場合、外来診療・検査体制確保に要する費用が補助されるもので、東川町立診療所は令和２年10月22日付で北海道知事より指定を受けています。
最後に、４款　繰入金に戻りまして、１項　他会計繰入金、１目　一般会計繰入金34,235千円の増額でございます。
歳入、歳出の増減を精査することにより増額するものであり、補正後の額は146,350千円となります。
以上で、議案第６号　令和２年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第４号）の説明とさせていただきますので、ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入・歳出一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第６号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第６号「令和２年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第４号）について」は、原案のとおり可決されました。

休憩に入ります。
再開は、11時。（休憩宣言。10：47）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。(再開宣言。11：00)

○日程第８　行政執行方針

議長（高橋昭典君）　日程第８「行政執行方針」について。
松岡町長より発言の申し出がありますので、その発言を許します。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
それでは、令和３年度の東川町行政執行方針について述べさせていただきたいと思います。
第１　はじめに
昨年は1964年に東京オリンピックが開催されてから、実に56年ぶりに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される年であることから、国内外の人々の動きが活発化し、明るい未来への第１歩

になると期待をしていました。しかし新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、期待が外れたのは誠に残念であります。そして「過密社会、垂直(高層)社会、コンクリート社会」に表現される大都市一極集中社会への警鐘が鳴らされ、「適疎社会、水平社会、木造社会」へと芽生え始めていることは農村社会にとって大きなチャンスであります。

「禍転じて福となす」という言葉がありますが、このような中、自治体が住民福祉向上のためにどのような提案ができ、どのように具体的な実現ができ、どのように「共に」幸せな社会を実現することができるか試されているのだ、と感じています。昨年の第４回定例会で議決いただきました「共に」宣言をベースとして、「共生　共和　共栄」という３つの「共」を大切にし、国内外や大都市の人々や企業との連携を充実させ、未来へ向かって町づくりを進めて行きます。

新しい社会の在り方に一人ひとりが意識をチェンジし、チャレンジを恐れず、チャンスを掴み、「新たな理想」を実現するための適疎な町づくりを「NEW　IDEA」プロジェクトと命名し、力強く、魅力があり、愛される東川スタイルの町づくりの実現に尽力します。

第２　「NEW　IDEA」プロジェクトの展開

新型コロナウイルス感染症により、新しい社会の基盤、構造、規範が生まれてきており、新しいまちづくり「新たな理想」、すなわち「NEW IDEA」を議会とも共有させていただき、「NEW　IDEA」の実現に尽力します。IDEA の、「頭」という文字が入っていますが、削除していただきたいと思います。IDEA の文字は次の語を意味していると捉え、住民などや職員の知恵（Idea）を基本として、その実現を目指します。

I:Independency （自律性）　自ら決定できる自治体

ア、間接民主制の成熟

広報（自治情報の発信）・広聴（住民の声反映）充実

イ、自律精神の涵養　地域コミュニティとパートナー関係と共助体制の充実

ウ、町づくり理念の共有（議会などとの意見交換の場の充実）

D:Diversity（多様性）　多様な人々の暮らしと仕事を尊重する自治体

ア、「共に」宣言の尊重　「人間　自然　文化」との「共生　共和　共栄」

イ、「共生」では世代間(男女の共生を含む)、地域間、国際間の共生

ウ、KYODO 化　Co を生かしたまちづくり

Co-work（共同）　Cooperation（協同）　Collaboration（協働）

E:Eternity（永遠性）　「３GEN 確保と循環」による持続可能な自治体

ア、人間確保　イ、資源確保　ウ、財源確保（ふるさと納税を含む）

A:Amenity（快適性）疎のある快適な「空間とサービス」のある自治体

ア、「おいしい水　うまい空気　豊かな大地」の適疎な空間

イ、自然と文化芸術が調和した空間

ウ、優しいサービスが提供できる空間

を目標とした理想（IDEA）の実現に向け、知恵（Idea）を生かした実行力の展開により「自然と文化が織りなす輝きの大地」「PRIME TOWN まちづくり計画」の実現に努めます。

第３　コロナ禍の後を目指しての挑戦「経済回復と中心市街地の活性化」

コロナ禍は町の観光サービス業、木工クラフト業、そして教育の分野においても大きな影響がありました。ポストコロナ、そしてポストオリンピックに向け、総合的に経済回復を図ることができるように機構の充実を図り、ハードとソフトの両面から取り組みます。合わせて中心市街地を更に快適な価値ある空間としての整備を進めます。

１、観光サービス業が安定し、持続できる振興

北海道の先住民族アイヌ文化の映像などを通じて、視覚、聴覚など五感に訴えることができる紹介に取り組みます。東川振興公社と連携し、映画制作協議会を立ち上げ、映画監督菅原浩志氏などと国内外に対して北海道アイヌ文化の魅力発信を準備し、世界の人々の動きの回復に向け取り組みます。

２、家具クラフトデザイン業の振興

建築家隈研吾氏など国内外で活躍する建築、デザイン関係者と連携し、家具などの製造業の振興を図ります。また観光分野との相乗効果の発揮にも努めます。

ア、家具デザインコンペの実施

イ、椅子の日制定と総合的な町産業 PR

ウ、デザインミュージアム実現の加速化

３、テレワーク空間などの整備

平成 24 年３月に東川町商工会、街なか活性化推進協議会から提言のあった「街なか活性化構想計画書」を尊重した実現に向け、企業版ふるさと納税などを活用し整備に努めます。地方創生推進交付金を活用したテレワークができる施設の充実にも挑戦します。また建築家隈研吾氏と連携し、企業版ふるさと納税などを活用したデザインミュージアムの実現に向け、具体的な取組みをスタートさせます。

第４　地域コミュニティ活動等の充実

小学校通学区域などをベースとした地域自治振興会の自主的な「共に」支え合う活動などを支援し、パートナー機能の充実に努め、地域住民の福祉向上に引き続き取り組みます。

１、地域コミュニティカーの試行効果と次へのステップ

適疎な社会で暮らす大きな課題の一つに高齢化や児童・生徒など交通弱者対策があります。昨年、第一自治振興会が「あじさいみまもりカー」の試行的な運行を踏まえ、また旭川電気軌道バスのトランジット化に合わせた交通体系の具体的なあり方を引き続き検討します。

２、行政のデジタル化と地域との連携

行政事務のデジタル化を計画的に進め、防災のための情報共有、情報

交換などができるような仕組み、住民サービス向上のための効率的な仕組みづくりに取り組みます。

３、高齢者の外出支援と居場所整備

民間からのトレーニング専門職員の派遣活用により、介護や疾病予防とトレーニング指導者養成に取り組みます。また高齢者の外出支援やコミュニティセンターの活用促進、若者交流の展開も目指します。また住民の老若男女が生涯にわたり学び、体験することができる共生施設の整備にも財源確保に努め、着手する計画であります。町づくりを持続化させるためには世代間において住宅や宅地の引き継ぎ循環が円滑に展開されることが重要となっています。住み慣れた住宅や宅地を次の世代へ引き継いでも、東川町で安心して暮らすことができる居住空間の整備にも努めます。

第５　子育と教育の充実

教育委員会と十分連携し、子育て支援の充実に努めます。また東京にある HOKURIKU（野口研二社長）が行ってこられた５年間にわたる東川町への寄付を踏まえ、今後更に 10 年間は継続したいとの意向を示されており、この寄付を財源とし大学等進学の給付型奨学金の継続と充実を図ります。今後 10 年以降に向け、野口社長の意向に沿った学生支援が町でも継続できるような財源の積立ても検討します。

更に、１億総活躍時代に最も不足する福祉人材を育成するため、ふるさと納税「日本福祉人材育成プロジェクト」を活用し、旭川福祉専門学校の入学者に対する奨学金を給付します。

第６　写真文化首都「写真の町」東川町の価値向上

「首都は東京だけじゃない。東川もある」を掲げ、写真文化首都「写真の町」東川町の価値が一層高まるように地方創生推進交付金、ふるさと納税、その他国などの交付金等を活用し取り組みます。

１、文化財指定と文化財の活用促進

教育委員会と連携し、「写真の町」東川賞の寄贈作品などの文化財登録を目指すとともに、登録文化財の利活用に取り組みます。

２、ギャラリー「ZEN」と松田与一彫刻記念館（仮称）の改修

昭和を代表する建造物として文化財登録を予定しているギャラリー「ZEN」の改修及び松田与一彫刻記念館を文化財展示などの拠点、またリモートワークとしても活用できる複合型施設としての整備を目指します。

３、キトウシ保養施設（仮称）の新設とケビンの増設

老朽化したキトウシ高原ホテルについて、令和４年度を目標にキトウシ保養施設としての新たな整備に努め、併せて、ホテル機能を集約するためにケビンの増設を引き続き進めます。

第７　産業振興

東川町は第１次産業の農林業、第２次産業の家具製造業、建築土木業、第３次産業の観光サービス業がバランスよく構成されています。３つの

産業振興が相乗効果を発揮できるようにJAひがしかわ、東川町森林組合、東川町商工会、ひがしかわ観光協会、東川振興公社など関係機関・団体と連携し、ふるさと納税制度を活用した公共的団体などの投資、民間の起業化支援のあり方について検討を進めます。東川町の「大雪山文化、家具デザイン文化、写真文化」を最大限に利活用し、また町立日本語学校と北工学園の連携により、福祉や産業、教育分野で活躍できる人材の育成と雇用の確保に取り組みます。上記の第３に掲げることの実現と波及効果の拡大にチャレンジします。

１、新たな周遊スポット観光の推進

旭川空港、JR 旭川駅から中心市街地、旭岳・天人峡温泉地区、忠別湖、三千櫻酒造、中心市街地、キトウシ森林公園、旭山動物園、川村カ子トアイヌ記念館などを結ぶ周遊観光の推進に取り組みます。

２、東川ミーツや酒蔵と連携した消費純増の推進

昨年、東川振興公社が新たに連携した２か所の東川ミーツや、岐阜県中津川市から移転した三千櫻酒造との連携充実を図り、更なる東川産製品の消費拡大に取り組みます。

３、ふるさと納税制度とインターネットを活用した消費純増の推進

東川振興公社と連携し、家具やクラフト、酒類など東川で生産製造されている製品の特産化、ブランド化に努め、ふるさと納税制度とインターネットを活用した販路と消費の拡大に取り組みます。

第８　財政運営の健全化

「賢明、堅実、健全」という 3KEN 行政の持続的展開を目指し、更なる行政サービスの向上と未来への安定化に努めます。また、東川振興公社と引き続き連携充実を目指し、相互の経営健全化を進めます。

１、財源確保

税収など自主財源の確保は元より、地方交付税（普通と特別交付税）や地方創生推進交付金などの財源確保につとめ、投資から新たな財源を確保できるように取り組みます。また、ふるさと納税（個人、企業）の確保にも努めます。

２、起債管理と財産管理

起債発行に当たり、一般財源充当借入額が、前年を上回ることがないようにと、あながち間違いではないんですけれども、ここで言おうとしておりますのは、私の表現がまずくて、前年というのを一般財源償還額に訂正をいただきたいと思います。起債発行に当たり、一般財源充当借入額が一般財源償還額を上回ることがないように配意（プライマリーバランスの維持）し、かつその総額が４億円以内となるように努めます。公共施設の維持補修などの将来負担に備え、普通交付税（人口増加分算定）、ふるさと納税の定率、特別交付税（文化財算定など）の一定額を公共施設整備基金への積立に努め、令和４年度までに文化ギャラリーの投資分をふるさと納税から、せんとぴゅあ投資分を土地開発公社からの減債基金への積立を行います。また第５に掲げる大学進学の奨学金財源について内部検討します。

３、施設運営費確保
施設の管理運営費は住民だけが負担する考え方ではなく、「住民＋交流人口（関係人口）」で負担を共有できるようにこれからも努めます。また本町が所有している各種の固定資産の貸借対照関係を明確化し、適正な管理に努めます。

第９　チーム東川町役場
職員は常に意識を高く持ち、知恵を出し、挑戦し、適疎なまちづくりの実現を目指しています。今年度も議会との「連携力」を生かし、目標達成に向かって横断的な連携の強化により「東川」だからできる東川スタイル行政を目指し、町づくりを着実に進化させたいと考えています。終わりに、住民並びに議会の皆様の深いご理解とご支援をお願い申し上げます。なお各課（３月１日現在のもの）の重点目標を掲げていますので、ご参照下さい。ありがとうございます。
以上であります。

議長（高橋昭典君）　以上で行政執行方針を終わります。
なお、行政執行方針、次に行われる教育行政執行方針に対する質疑は、一般質問及び予算審議の中で受け付けます。

○日程第９　教育行政執行方針

議長（高橋昭典君）　日程第９「教育行政執行方針」について。
杉山教育長より発言の申し出がありますので、その発言を許します。
教育長、杉山昌次君。

教育長（杉山昌次君）　（登壇）
令和３年度第一回定例会の開催にあたり、東川町教育行政執行方針を申し上げます。
１頁をお開きください。
教育行政の体系を記しております。
基本方針「こども一人ひとりを理解し 自立を助け 生きる力を育む」
重点施策、３本柱です。
ふるさと教育の推進、学力向上対策の推進、国際教育の推進
令和４年度目標。これは５年毎に定めている目標でございます。昨年12 月に共生・共和・共栄のまちづくり宣言をしたことを踏まえ、見直しをしております。ふるさとを愛し共生・共和・共栄の視点に立ち国際社会に貢献できる人材の育成。
２頁をお開きください。
以下、朗読させていただきます。
教育行政執行方針と主要施策
はじめに
情報技術の高度化などに加え、新型コロナウィルスの感染拡大が大きな影響を与える混迷の時代を迎え、今後、ウィルスの問題が終息したとしても以前の社会スタイルに戻ることはなく、デジタル・トランスフォーメーション（注１）が急速に進むと考えられ、これを好機として学びの改善を着実に進めていく必要があります。
また、このような中にあって、情意面や全人格教育などこれまで作り

上げてきた教育の良さを生かしながら、目的意識を持ち、高い自己調整力を持って主体的に学ぶ子どもを育て、ひとり一人が自分を知り、多様な他者を尊重し共感する力を身に付け、社会の変化に柔軟に対応し、自分なりの方法で社会に貢献することができる子どもを育んでいく必要があります。

本年は、「共生・共和・共栄」の視点に立ち、諸課題に対応すると共に東川町固有の文化を活かし、地域・保護者・学校との連携を強め、世界に開かれた子育て・教育の町づくりを進めていきます。

また、新型コロナウィルスの感染防止が引き続き課題であり、子どもたちや町民の安心安全に配慮した取り組みを継続して行っていきます。

基本方針

子ども一人ひとりへの理解を深め、地域の豊富な人材や教育資源を活用して、「ふるさとに誇りを持ち、多様な価値観を受容でき、人間愛あふれ、主体的に学び続けることができ、予測不可能な未来を生き抜くことができる子ども」の育成を目指します。このことから、令和３年度においては、基本方針を「子ども一人ひとりを理解し 自立を助け 生きる力を育む」とし、次の３つの重点施策について取り組みます。

重点施策

１　ふるさと教育の推進

本町には、美しく豊かな自然、昔から受け継がれてきた固有の歴史や文化、これらを受け継ぐ人材が豊富です。

これらの地域資源を有効に活用し、自然・地理・歴史・文化・芸術・産業・先賢や暮らしに関することなどについて学習を深めることにより、ふるさとへの理解を深め、地域を支える次世代の人材育成に努めます。

２　学力向上対策の推進

本町で生まれ育った全ての子どもたちが、健やかに夢を育むことができるよう、小学校低学年からの学習のつまずきを把握すると共に「学ぶことが楽しい」と感じることができる指導を行い、主体的に学習する子どもを育成します。

また、ICT を利活用し、個別最適化された学びと協働的な学びにより、子どもたち全員の基礎学力を保障し、将来の選択肢を広げることができるよう、学校、家庭、地域、行政が一体となった学力向上の取組みを進めます。

３　国際教育（研究開発学校）の推進

平成 29 年度に文部科学省の指定（当初４年間-継続１年）を受けた「国際教育に係る研究開発学校」の取組みは、文化や価値観などの異なる人々とよりよい人間関係を構築できる資質・能力の育成に重点をおき、幼・小・中・高を通して、東川町の地域資源を最大限に活用した国際教育を推進しています。

本町の取組は、幼小中高に亘り４歳から 18 歳までの長期にわたる学びの積み重ねと各校種間の接続の系統性を確保することが必要です。

このため、研究延長の取組みを進めると共に、子どもたちが新教科「グローブ（Globe）」で学んだ能力を普段の生活の中でも活用できるよう在

住外国人や留学生など海外から訪れる方々と交流するなど体験を充実させます。
　また、本年は研究の最終年であることから、全国の教員や教育関係者等を対象に「研究開発学校研究発表会（研究協議会)」を開催します。

主要施策

１　就学前教育（乳幼児保育・幼児教育）の推進

幼児期は、心の成長、人格の形成、情操と道徳心、身体的発達において非常に大切です。健やかな成長のためには、まず、愛されることで育まれる情緒の安定が重要であり、次に社会性と生活力、知識習得が大切です。このため、保護者の知識理解を深め、遊びを通して総合的な指導を行い、小学校へ円滑に接続できるよう努めます。
　また、地域資源を活用した特色ある教育を充実させ、研究開発学校の取組みである新教科「グローブ（Globe)」をはじめ「プレスクール」、「スポーツ活動」、「絵本の読み聞かせ」を行うと共に子育て支援センターや発達相談支援体制の充実など子ども・子育て環境の整備充実に努めます。
　さらに、地域・保護者や家庭との連携を強化するため、コミュニティ・スクール制度の導入を進めます。

２　学校教育の推進

(1) ICT 教育と GIGA スクール構想推進

2022 年からすべての高校で科目「情報Ｉ」が必修となり、2024 年度の大学入学共通テストの科目に「情報」が入る予定です。また、プログラミング教育が始まり、GIGA スクール構想（注２）により一人１端末や ICT 機器が整備されました。
　　これらを踏まえ情報活用能力の育成や個別最適化された学び、協働的な学び、探求型の学びを実践するため、デジタル教科書や ICT 機器を積極的に活用すると共に「主体的・対話的で、深い学び」を視点とした授業改善を図り、子どもたちが自ら学び取る授業への質的な転換を進めていきます。

(2) 組織力・学校力の向上

① 専門性に基づくチーム体制の構築

複雑化・多様化した課題を解決するため、SC・SSW・ST（注３）など専門性を有するスタッフや町保健福祉課などと連携し、学校と地域の協働体制による対応を進めます。

② 教師の資質能力の向上

一人１端末など ICT 機器を効果的に活用し、時代の要請に応じた効率的で質の高い授業を行うため、校内研修の充実、研究大会への参加、先進地視察の実施など教職員の資質能力の向上に努めます。

③ 働き方改革の推進

教職員の時間外労働縮減のため、学校と地域をつなぐ地域連携職員や部活動指導員・SEA・スクールサポートスタッフの配置、学校事業の見直しや ICT 機器の利活用、勤務時間記録の解析、休日や夜間の留守番電話活用、教職員の意識改革など様々な施策を講じることにより働き方改革を推進します。

④ コミュニティ・スクール推進体制の充実

コミュニティ・スクールの導入により、学校の教育目標を地域と共有できる体制となり、児童生徒の学力・体力の向上や教員の長時間労働の課題解決など様々な効果が現れています。本年度は幼児センターへの導入に取り組むと共に東川高等学校の導入支援と連携に努めます。

(3) 指導体制の充実

学習支援員・学習指導員・教育補助員・特別支援教育支援員の充実やICT機器整備活用により、児童・生徒一人ひとりを理解し、実態に応じた習熟度別・少人数指導など学びの「個別最適化」を進め、学ぶ楽しさを実感させ、自ら学び考える力を育成すると共に特異な才能のある児童生徒の能力を伸ばします。

① 習熟度別及び少人数指導の実施（小・中学校）

② 外国籍児童生徒等に対する学習支援の実施（小・中学校）

③ 放課後学習活動の充実（ゆめスクール・地域未来塾等を含む、小・中学校）

(4) 特別支援教育体制の充実

発達のアンバランスによる学びのつまずきが見られる児童生徒の増加に対応し、一人ひとりの個性や特性に応じた学習支援、不登校や登校しぶりのある児童生徒の支援など適正に配慮された中で育み、希望に応じた進路選択支援や社会適応性の育成等により自立した生活ができるよう育みます。

(5) 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育の推進

ひとり一人がかけがえのない存在であり、それぞれが違う個性や価値観を持ち、それを認め合うことで心豊かな社会が実現することを学び、いじめ防止や小１問題・中１ギャップ問題の未然防止に向けた幼小中連携の取組みを推進します。また、自主自律、粘り強くやり抜く力、コミュニケーション能力等非認知能力の育成に取り組みます。

(6) 読書活動の推進

朝読書や読み聞かせ事業の充実、教科学習での学校図書の活用を進め、せんとぴゅあⅡと図書の貸借を行い連携に努めます。また、読書活動推進計画を遂行し、学校図書館の蔵書充実を図るとともに、司書教諭や司書、民間団体等と協働し、本好きな子を育てる「読み聞かせ」や「ブックトーク」事業を積極的に進めます。

(7) 農育・食育・水育とキャリア教育の推進

体験農園・果樹園等で子どもたちが自ら栽培に関わったお米や野菜などを給食や学童保育等のおやつの食材として活用すると共に各小中学校で食育の授業を実施します。併せて、農作物の生産や生活用水の源である「地下水」や水資源について児童生徒が知識を深めるよう取り組みます。

また、中学生の職場体験や教科指導に地域で活躍する様々な職種のプロフェッショナルをゲストティーチャーに迎えるなどキャリア教育を推進します。

(8) 町の奨学金制度充実による進学支援

大学進学奨学助成金をはじめ町独自の奨学金制度充実により、東川町で育つ子どもの進学による夢実現を支援します。

(9) 学校長寿命化計画の推進

1970年代に建築された小中学校の校舎が建築後40年を過ぎたことから、計画的に長寿命化を進める必要があります。本年は第三小学校の施工と第二小学校の設計を行います。

３　学社連携の推進

東川町学社連携推進協議会が推進母体となり、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」が車の両輪となって、未来を担う子どもたちを育んでいます。

地域交流センターを拠点とした子ども子育て環境の充実を図り、地域連携職員やコーディネーターを配置し、地域人材の協力により農業体験や農育食育事業、放課後子ども教室、ゆめスクールや地域未来塾などの放課後学習、スキーや水泳の学校ボランティア活動、授業への外部講師派遣など様々な学社連携事業を推進します。

４　社会教育の推進

(1) 生涯学習

町民が心豊かで充実した生活を送るためには、個人それぞれが自分に合った形で学び続け、その成果を生かせる環境をつくることが重要です。

生涯活躍のまち推進交付金を活用した「キャリア登録システム構築事業」を通じ、夢を持ち自ら学ぼうとする人を応援する仕組みづくりを進めます。また、「公民館講座」や「しらかば学級」などの各種講座の充実を図るほか、学習情報の提供や相談体制充実など町民が利用しやすい学びの環境整備に努めます。

(2) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進

正しい生活習慣などをテーマとした「子育て講演会」の開催、「東川町学習スタンダード」の普及や「早寝・早起き・朝ごはん」運動の取組みを進めます。

(3) 芸術・文化の振興

子どもから大人まで多世代に亘り、写真文化・大雪山文化・木工芸など町固有の文化や先住民族であるアイヌの人々の営み等の歴史、伝統、文化に対する理解を深めることが大切です。

このため、関係部局と連携し、公民館、せんとぴゅあⅠ・Ⅱ、郷土館、文化ギャラリー、旭岳ビジターセンター等における様々な学習機会を活用し、歴史文化芸術に関する教育や優れた作品の鑑賞機会の充実に努めます。また、文化的価値の高い作品等について関係部局と協力し文化財指定や保護と活用を進めます。

さらに、文化庁の芸術家派遣事業により小中高校に音楽の専門家を招聘する事業を行うと共に、欧州文化首都アイルランドで開催される国際青少年音楽祭に中学校と高校の吹奏楽部で構成する吹奏楽団を派遣し交流を進めます。

５　学童保育・放課後等子ども子育て支援事業の推進
学童保育は、核家族化や共稼ぎ世帯の増加等のため利用者数は高止まり傾向にあり、また、発達支援が必要な児童や多様な子育てサービスの要望が増えています。
このため、特別支援スタッフの追加配置や昨年から開始した放課後子ども活動「わくわくプレイス」を本格スタートさせ、希望する全ての子どもが異年齢との関わりを大切にしながら、自主的な遊びや学び、行事、ものづくり、体験、学習など様々な経験を通して心身の発達を促します。

６　スポーツ振興の推進
町民が生涯を通じて、いつでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しみながら健康増進できる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。
このため、スポーツ推進委員やスポーツ国際交流員（SEA）、地域おこし協力隊に加え民間企業との連携等により、自分の体への理解を深め、機能改善と疾病予防のためのトレーニング手法を取り入れた活動を行い、幼児期からの遊びを通した体力づくりや小中学生の体育授業の支援、少年団や部活動の指導充実による未来のアスリートの育成、さらには高齢者の身体機能の維持増進など、すべての町民が健康で健やかな日常を過ごすことができるよう取組みを進めます。
また、東京オリンピック・パラリンピックに出場するラトビアチームのホストタウンとなったことから、関係部局と協議し選手の応援や交流事業を進めます。

むすび
子ども達が、ふるさと東川町への理解を深め、多様な価値観を認め合い、自ら考え行動し、社会の変化に柔軟に対応し豊かな人間性を身に付けると共に、町民皆様が健やかに学ぶことができ、スポーツに親しみ、優れた芸術に触れ、豊かな人生を送ることができるよう本町教育の充実に努めていきます。
町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願いし、教育行政執行方針といたします。
令和３年３月　東川町教育委員会
なお、７頁以降、具体的な施策については後程ご覧ください。
以上、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　以上で教育行政執行方針を終わります。

昼食休憩に入ります。
再開は、13 時。（休憩宣言。11：39）

休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣言。13：00）

○日程第 10～12　議案第１号～第３号

議長（高橋昭典君）　議事の進め方についてお諮りします。
日程第 10　議案第１号から日程第 12　議案第３号までは、令和３年度一般会計及び特別会計の当初予算であります。
よって、議案第１号から議案第３号までの議案を一括議題とします。
なお、本日は提案説明のみとし、質疑・採決は定例会最終日に行うこ

とします。
順次、提案理由と議案の説明を求めます。
副町長、市川直樹君。

副町長（市川直樹君）

（登壇）
ただいま議題となりました、議案第１号　令和３年度東川町一般会計予算から議案第３号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算までを一括して提案説明させていただきます。
議案の朗読は省略をさせていただきます。
最初に、本町の予算編成に大きく影響を受けます国の予算について、若干ご説明申し上げます。
昨年 12 月 21 日に閣議決定され、現在、参議院予算委員会で審議中の令和３年度の国の予算案は、一般会計総額 3.8％増の 106 兆 6,097 億円で、社会保障費や新型コロナウイルス対策費用の増加で、９年連続で過去最大規模となっております。
新型コロナウイルス感染症の影響により、国・地方を通じて税収の大幅な減少が見込まれるなど極めて厳しい財政状況の中、令和３年度予算案は、令和２年度第３次補正予算と合わせた 15 か月予算と位置づけ、感染拡大防止に万全を期しながら、中長期的な課題であるデジタル社会の推進・防災・減災対策、活力ある地方づくりや少子化対策など全世代型社会保障制度にも対応する予算とされています。
地方交付税総額については、前年度を 0.9 兆円上回り、近年の最高額である 17.4 兆円を確保し、地方の強い要望に応え、臨時財政対策債を可能な限り抑制したものとなっています。
このような国の予算動向を踏まえて予算編成を行った訳ですが、当初予算においては、令和元年度からスタートした「新まちづくり計画」や「東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとする各種計画を踏まえ、行政執行方針で示すように新型コロナウイルス感染症により、新しい社会の基盤、構造、規範が変化する情勢を見極め、アフターコロナ社会の在り方を意識しながら自律性、多様性、永続性、快適性の実現に向けた予算を編成いたしました。
それでは、一般会計から順次ご説明申し上げますので、まずは、一般会計予算書の末尾に添付されています説明資料にて予算概要を説明させていただきます。
資料の１頁でありますが、令和３年度各会計予算の総括表であります。
令和３年度の一般会計。予算総額は 10,128,000 千円となり、東川町始まって以来、初めて当初予算において 100 億円を越える予算となりました。前年対比では 282,000 千円増で 2.86％の伸びとなります。
特別会計においては、公共下水道会計が 237,000 千円、15.1％の伸び、町立診療所会計におきましては 429,000 千円、1.56％の減としています。
一般会計と特別会計を合わせた予算総額では、10,794,000 千円、306,300 千円増で 2.92％の伸びとなりました。
下の表、一部事務組合、広域連合への負担金については、一般会計の内数として抜き出したものでありますが、大雪地区広域連合への負担金は、489 千円増の 410,402 千円。国保事務の標準化を図るため、北海道標準システムの導入やコンビニ収納導入経費などが措置されています。

次の葬斎組合負担金では、令和４年度から予定している火葬場建設工事に関して、令和２年度に用地取得・補償などが終わり、令和３年度は実施設計となります。差し引き 9,734 千円減少し 9,665 千円。

清掃組合負担金については、7,922 千円増の 92,271 千円。焼却設備全体の精密機能診断などが予定されています。

また、大雪消防組合では 8,114 千円増の 191,641 千円となり、救急デジタル無線ネットワーク機器の導入などが予定されています。

次に、２頁は歳入の状況であります。

前年度との比較において増減の大きなもの、特徴的な事項のみ説明申し上げます。

まず、１款の町税におきましては、35,307 千円減の 888,668 千円と見込んでいます。

減額の内容は、個人町民税では、納税義務者数に大きな変化はないものの、コロナ禍の影響により業種によっては相当の減収となるものと見込んでおり、給与所得で 3.7％の減、営業所得で 53.3％の減、農業所得においては 3.4％の増と見込み算定をしております。

法人町民税においては、事業所数は増えているものの、コロナ要因を加味し、13,100 千円の減。

固定資産税においては、家屋の評価替えに伴う課税標準額の減少と令和元年度に比べ令和２年度の新築棟数が 20 棟程減少していることなどから減額としているものです。

少し飛びまして、６款の法人事業税交付金は、法人特別税・譲与税の廃止に伴い、市町村分の法人住民税割減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に対して令和２年度より新たに交付されているもので、当初予算書では初めて掲載された交付金となります。

次に、11 款の地方交付税ですが、前年度より 223,268 千円多い 4,187,544 千円を見込み、普通交付税で 147,544 千円多い 3,117,544 千円、特別交付税は 75,724 千円多い 1,070,000 千円を見込んでいます。

普通交付税は、国が示す交付税の伸び率を参考に、税収の減少により基準財政収入額が減ることなどから増額としていますが、交付税算定の基礎数値となる昨年の国勢調査人口が前回調査より 200 人程増えていますので、さらなる伸びを期待しているところでもあります。

また、特別交付税では、地域おこし協力隊・地域活性化企業人の増加分や文化財の指定数の増、或いは今年度から取り組むコンビニ交付サービスなど個人番号の多目的利用に伴う交付金等で増額を見込んでいます。

15 款　国庫支出金では、23,257 千円の減となっていますが、地方創生推進交付金について、令和２年度で３事業が終了し、当初予算では継続となる４事業分を計上していますので、88,000 千円ほどの減となり、公設民営の酒造施設建設事業で活用した農山漁村振興交付金においては、新年度計上分との差し引きで 52,000 千円程が減額となっているものです。

次に、18 款　寄附金については、株主事業寄附金で 700,000 千円を計上し、200,000 千円の増。企業版ふるさと納税についても、昨年より 50,000 千円多い 210,000 千円で計上していますので、全体で 250,000 千円の増としています。

また、19 款の繰入金につきましては、減債基金からの繰入 190,000

千円、株主基金からは推進交付金の裏負担分として 76,000 千円、公共施設整備基金からは道路・公園事業や学校長寿命化改良事業など財源として 21,340 千円の繰入などを予定しています。

22 款の町債につきましては、土木債で公営住宅の建設、地域優良賃貸住宅建設、道路事業などで 181,000 千円、教育債で第二小学校の長寿命化実施計画で 7,500 千円、辺地対策事業で 866,200 千円などを計上し、町債全体では前年比 137,000 千円少ない 1,214,800 千円としています。

以上が歳入であります。

次に、３頁の歳出です。

最初に、２款　総務費は 109,047 千円の減でありますが、地方創生推進交付金事業が令和２年度に３事業が終了したことが減額の主な要因であります。

新年度は、今まで以上に株主事業や企業版ふるさと納税などの財源確保に努めながら、企業との連携により共に発展できる展開を目指すこととしています。

このため、民間企業の優れたノウハウを持つ人材を受け入れる地域活性化起業人交流プログラムに取り組むほか、地方創生推進事業については、新年度に向けて新たに２本の推進交付金を申請中であり、その結果が３月下旬に公表となりますので、採択された場合は、４月上旬の臨時会において補正予算の計上をさせていただくこととしています。

また、アフターコロナを見据えた事業として、隈研吾氏と連携したサテライトオフィス施設整備事業を地方創生拠点整備交付金で、さらにコロナ禍に対応したテレワーク交付金によるサテライトオフィス整備事業についても申請中でありまして、これらは、国の第３次補正予算での事業となりますので、３月中旬には結果がわかりますので、採択されれば、今月下旬に臨時会をお願いして、新年度に繰越して事業を実施する予定であります。

また、企業版ふるさと納税を活用した地方創生応援税制では、多様な人材を育成するため、これまで実施している大学等の進学に対する奨学金制度のさらに充実させる予算を計上しています。

このほか、令和３年度課税分から始まるコンビニ納付、そして、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付事業をスタートさせ、非接触型の対応を図りながら住民の利便性の向上を図るほか、感染防止対策のための予算についても引き続き計上し、感染防止に万全を期しながら、アフターコロナを見据え、早期に経済回復を図る予算についても計上しています。

次に、３款　民生費では、5,569 千円の増加となっていますが、介護・医療の給付費などが年々増加している中、民間企業のノウハウを活用して介護予防のための健康づくり指導者の育成に取り組むほか、地方創生推進交付金を活用して全世代共生施設、高齢者住宅の施設の建設に向けた計画検討にも取り組むこととしています。

４款　衛生費では、疾病予防対策事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体化に取り組むため保健師の増員を図り、母子保健分野では、産後の体調や育児に不安を抱える方に対する産後ケアの充実など、妊産婦等の支援にかかる予算を計上しています。

また、飲料水関係では、第 22、東忠別地区など４か所で飲料水施設の工事を予定しています。

５款　農林業費では、昨年酒造施設が完成したことにより全体予算の

規模としては減額となっていますが、新年度では、いきいき農園整備事業で駐車場・管理棟・外構整備などで 93,850 千円、キトウシ保養施設では、実施設計、レストハウスの解体及び敷地造成工事等を予定し 147,740 千円を計上しています。

また、農村整備関係では、国営緊急農地再編整備事業で設計が 337ha、工事が 210ha に取り組むほか、道営水利保全高度化事業で 21ha の事業を計画しています。

林業関係では、民有林・町有林の施業のほか、林業専用道の設計費などを計上しているところです。

６款　商工費では、183,411 千円の増となっていますが、増加している要因としては、キトウシ家族旅行村のケビンの新築３棟の実施設計、工事で 136,881 千円。スキー場のクワッドリフトが設置から 30 年経過していることから、安全管理のための部品交換などの大規模改修で 75,000 千円を計上しています。

また、コロナ緊急融資に対する利子補給や新たな観光地の振興対策、アフターコロナに向けた周遊観光スポットの推進や地域内消費と地域循環に向けて、地域活性化企業人などと取り組むこととしています。

７款　土木費では、125,538 千円の増額となっていますが、新年度では、萬二橋長寿命化事業で 243,600 千円、公営住宅公園団地１号棟、２号棟の建設工事で 103,082 千円、地域優良賃貸住宅をガーデンコートキトウシと友遊団地内にそれぞれ１棟建設するほか、道路事業では、西３号、西５号などの継続事業のほか、西９号道路、中ノ沢道路、南２条西中道路、北２条道路などの工事を予定しています。継続事業となる西 10 号道路改良事業については、国の３次補正予算での執行となりますので、新年度予算には載せていませんのでご了承いただきたいと思います。

公園事業では、中山遊水池ふれあい公園で散策路・東屋などの整備を行うほか、羽衣公園の老朽化したフェンスの撤去や樹木の剪定などを予定しています。詳細は、投資的事業一覧表にまとめてありますので、後程説明をさせていただきます。

次に、消防費を飛ばしまして、９款　教育費は 51,493 千円の減となっています。

東川ゆめ公園整備事業が完了したことによる減額が主な要因であります。

当初予算で計上予定であった第三小学校の長寿命化改良事業については、これも国の第３次補正対応となりましたので、繰越事業として実施をいたします。

新年度予算では、第二小学校の長寿命化改良事業の実施設計を計上するほか、新型コロナの影響で開催が延期となっている欧州文化首都アイルランドで開催される国際青少年音楽祭に中学校と高校吹奏楽部で構成する吹奏楽団を派遣する事業への費用等を計上しています。

また、文化財関係では、町に寄贈を受けた松田与一記念館の改修整備を行い、管理する予算を含め約 58,000 千円などを盛り込んでいます。

災害復旧費を飛ばしまして、11 款　公債費は、昨年と比較して 79,000 千円ほど増えておりまして、1,721,477 千円の償還を予定しています。

12 款　諸支出金では、繰出金において、下水道会計で 13,000 千円増の 59,000 千円、町立診療所会計へは、38,600 千円増の 144,000 千円を予定しています。

また、基金積立については、減債基金には土地開発公社からの整備負担金 50,000 千円、株主基金に 280,000 千円、国営緊急農地基金に 10,000 千円などを予定しています。以上が歳出の説明です。

次に、４頁。歳入の財源区分の表ですが、経常的なものと臨時的なものに区分した表となります。

歳入においては、経常的な一般財源が多ければ安定した財政運営を行うことができると判断されるものですが、経常的な一般財源は 4,506,491 千円となっています。これに、22 款　町債の臨時的な一般財源、臨時財政対策債ですけども、160,000 千円をプラスした 4,666,491 千円が経常収支比率を算出する場合の基礎数値となります。

次に、５頁の表ですが、この表は、歳出予算を性質別に分析したもので、歳入とは反対に、経常的な一般財源が少ないほど財政構造の弾力性があるという判断となります。

経常的な一般財源の中程に小計があります。経常一般財源は 3,658,195 千円となっています。経常収支比率を算出しますと、令和３年度当初予算の段階では 78.4％ということで、前年度より 0.5 ポイント下がっています。

また、この下の表は、歳出における物件費の内訳でありますが、若干ご説明申し上げます。

旅費、交際費、需用費については、ほぼ前年度同額で推移していますが、役務費では、株主投資目標額を 700,000 千円に設定している関係で取り扱い手数料分が大きく増加しています。

備品購入の減については、循環型生涯活躍のまち推進交付金を活用し、経済対策と合わせて地元家具を公共施設に配備したものが完了したことによる減額です。

次の委託料が 52,000 千円ほど増えている要因は、株主関係のシステム更新や税務定住課で進めているコンビニ交付などのマイナンバー関連の委託料が増えたものです。

その他については、株主の返礼が増加することによる増額となります。

次に、６頁から７頁にかけては、歳入歳出予算をグラフによって表示したものですので、後程ご確認をいただきたいと思います。

８頁は、投資的事業の総括表であります。投資的事業のうち、補助事業については、前年度より 21,273 千円多い 1,053,692 千円。単独事業費は、204,956 千円少ない 538,583 千円を予定しています。

投資的事業の合計では、1,592,275 千円となり、前年度より 183,683 千円少なくなっていますが、国・道などの補助金などを確保しながら、できるだけ起債、一般財源を押さえた形にしております。

９頁からは投資的事業の一覧表になります。

９頁、10 頁は、投資的事業のうち、補助を受けて実施する事業であります。

農林業費では、農山漁村振興交付金を活用してキトウシ保養施設の実施設計、敷地造成、レストハウス解体工事などを行うほか、いきいき農園の整備もこの交付金を活用して予定をしています。

その他、道営水利施設保全高度化事業で東部高原地区などの工事を行うほか、一般民有林・町有林の造成事業や専用林道開設のための設計なども予定しています。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業により、道路改良工事の継

続事業を予定しているほか、橋梁長寿命化事業では、継続の勇駒別橋の架替え工事、新規で萬二橋の長寿命化本工事に着手するほか、10 頁になりますが、公営住宅関連で、公園団地の公営住宅２棟新築、ガーデンコートキトウシと友遊団地に地域優良賃貸住宅を整備し、民間住宅への支援事業も継続して実施することとしています。補助事業の合計は1,053,692 千円です。

次に、11 頁。単独ハード事業ですが、総務費では、東雲・上岐登牛地区住民集会場のトイレ水回りの工事などを予定しています。

衛生費では、第 22 地区、東忠別地区の飲料水供給施設整備工事などを予定しています。

商工費では、キトウシケビンの整備、スキー場のリフト大規模改修を行い、土木関係では、道路の改良事業のほか、羽衣公園の老朽化したフェンスの撤去と樹木の剪定、中山遊水公園の散策路・東屋設置・モニュメント整備などを行います。

教育関係では、第二小学校の長寿命化改良事業の実施設計、松田与一記念館の整備を計画し、単独事業では合計で 538,583 千円となります。

次に、12 頁は、下水道事業におけるハード事業であり、説明を省略させていただきますが、これらハード事業の実施個所図を 20 頁に添付していますので、後程ご参照いただければと思います。

次に、13 頁は主要ソフト事業の一覧表です。

主要な事業については、先程の歳出予算にて説明させていただいており重複しますので、これも後程ご確認ください。

15 頁から 17 頁までは、団体補助と事業補助に区分した補助金の一覧表を添付しています。

次に、18 頁をご覧ください。18 頁には町債の現在高見込額の調書を添付しております。

左の欄から、令和２年度末の残高見込ですが、一般会計で 11,921,303 千円、特別会計分を合わせた総額では、一番下の列になりますが、12,891,892 千円となっています。

これに、令和３年度予算において新たに借入れる金額を加え、償還金額分を差し引いた令和３年度末の残高見込み額は 12,383,273 千円となる見込みであります。

一般会計予算書 177 頁に地方債の現在高の見込みに関する調書をつけていますが、令和３年度の起債、新規借入額は 1,214,800 千円を予定しています。一方、起債償還額については、1,673,573 千円の償還としています。

18 頁の表で、令和３年度末の現在高見込額は、先程申し上げましたように総額で 12,383,273 千円となる予定ですが、このうち 64.4％にあたる 7,970,273 千円が交付税により補填されますので、差し引き、実質町が一般財源から償還しなければならない額は 4,413,000 千円となります。

表の右端の欄に起債の交付税補填率をそれぞれ表記していますが、極力、補填率の高い有利な起債を選択し事業を実施してきていますが、交付税補填のない公営住宅建設事業債 1,164,783 千円は、毎月納めていただく住宅使用料でほぼ償還できる計算となりますし、予め返済に必要な償還金を積立ている減債基金には、19 頁の表にありますように1,105,000 千円の残高がありますので、それらを勘案いたしますと、先程申し上げた実質負担 4,413,000 千円から公営住宅分 1,164,000 千円、

減債基金残高 1,105,000 千円を全額充当すると仮定しますと 2,144,000 千円が実質の借金ということになります。
次に、19 頁は基金の状況であります。この表は円単位で数字を記載していますのでご注意いただきたいと思います。
今回、新年度予算に先立って基金条例を改正させていただきましたので、Ａの欄の２年度末の基金残高が整理統合された状態になっています。
令和３年度当初予算では、一般会計小計の欄Ｂの列、345,083 千円を積立て、隣の取崩し額Ｃの列で 287,967 千円の取崩しとしていますので、一般会計の基金残高は 2,612,762 千円となり、土地開発基金、備荒資金を含めた基金残額は、2,847,318 千円程となる見込みであります。
健全な財政運営を図るために、常に歳入の確保と適正な支出に配意しながら予算執行に努めて参りたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。
また、繰り返しになりますが、当初予算としては、10,128,000 千円となっていますが、国の第３次補正予算で申請している事業、さらに地方創生推進交付金事業などで申請中のものを合わせますと約 1,200,000 千円規模の政策的な予算を盛り込んでいますので、それぞれ採択の結果が届きましたら、２年度の補正予算または新年度の補正予算で計上させていただき事業展開を図りたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。
以上、雑駁ですが、一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２号の公共下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。
同じく予算書の説明資料１頁をご覧いただきたいと思います。
予算総額は、237,000 千円で前年比 31,100 千円 15.10％増としています。
それでは、下段の歳出から説明いたします。
歳出の公共下水道費は、165,806 千円、29,958 千円の増となっています。
西部処理区費におきましては、重要路線における下水道管路カメラ点検委託料として 24,000 千円、未普及管渠新設工事として、北町４丁目の玉ねぎ畑と大雪木工の間の西５号西２丁目道路で 4,000 千円、西４号北８番地田村地先で 8,600 千円、西町１丁目松崎地先の西５号西中道路で 11,800 千円などの設計あるいは工事費を計上しているほか、公会計移行のための業務委託料 5,000 千円などを盛り込んでいます。
また、旭岳処理区費では、旭岳温泉ピュアセンターの長寿命化修繕工事費 15,000 千円などを計上し、前年度との比較では 30 千円の減となっています。
公債費は 70,894 千円。
予備費が 300 千円。
合計 237,000 千円です。
次に、歳入でありますが、使用料が 107,797 千円で前年比 1,321 千円の減。
受益者分担金 275 千円。
国庫補助金については、補助事業の増により 22,200 千円多い 34,200 千円としています。

繰入金は 59,000 千円で、財源不足を一般会計から繰り入れするもので、前年と比較すると 13,000 千円多い繰入れとなっています。
繰越金が 7,000 千円、諸収入 28 千円を見込み、町債については 28,700 千円、合計 237,000 千円としております。
下水道会計の当初予算については、以上でございます。

最後に、議案第３号の診療所特別会計についてご説明申し上げます。
同じく、診療所予算書の説明資料１頁をご覧いただきたいと思います。
最初に、年度別の診療収入状況について説明を申し上げます。
この表では平成 24 年度から令和元年度までが実績数値、令和２年度は３月末までの推計数値を記載しています。
元年度実績と２年度見込みで比較をさせていただきますと、元年度実績では、１日当たりの入院者数は 9.3 人でありましたが、２年度見込みでは 5.7 人。平均で 3.6 人の減少と見込んでいます。外来については、同じく元年度が１日平均 72.3 人。２年度見込みでは 63.9 人。これも１日あたり 8.4 人ほど減る見込みであります。
令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛や旭川市内の病院等で大型クラスターが発生したことなどが影響し、受診を控えられたことなどが減少の主な要因と分析をしています。
このような状況を踏まえつつ、令和３年度は、今後新型コロナのワクチン接種が始まりますので、一定程度、患者数は回復してくることを前提として、入院については１日あたり 8.0 人、外来については１日当たり 63.0 人を目標数値として新年度の予算編成を行ったところであります。
それでは、最初に歳出から説明させていただきますので、３頁をご覧ください。
総務費、一般管理費 311,346 千円。対前年比 1,122 千円の減でありますが、健康保険証のマイナンバーカード対応や診療券の ID カード化、自動再来受付機の設置、会計業務の POS レジなどを導入し、非接触型で患者さんの利便性を高めるための予算を計上しています。
次に、医業費の医療用機械器具費は 4,980 千円の増。新年度は、ワクチン保管用冷蔵庫、錠剤粉砕機、ポータブルレントゲン撮影装置の更新などを予定しています。
一つ飛びまして、医療用衛生材料費で 10,070 千円減っていますが、入院外来目標患者数に合わせ、医薬材料、診療材料費が減っているものです。
その他はほぼ前年度並みであり、歳出合計は 429,000 千円としています。
２頁へ戻っていただきまして、歳入でありますが、先程説明した通り令和３年度の入院は１日当たり８名、外来患者数は１日当たり 63 人をベースに、診療収入は前年度より 40,793 千円減の 185,784 千円を見込んでおります。
使用料・手数料収入については、前年比 1,042 千円の減。
一つ飛ばしまして、繰入金については、一般会計からの繰り入れが 144,000 千円。前年度比 38,600 千円の増とし、大雪広域連合経由で交付される保険者繰入金、へき地交付金は 82,000 千円を見込んでいます。

この他、繰越金 10,000 千円。
諸収入 1,201 千円。
病院事業債が 3,300 千円で、合計 429,000 千円としています。
これから新型コロナワクチン接種が本格的に始まり、本町では診療所での接種体制を確保することとしていますが、当初予算編成段階では不確定要素が多いため、予算にはワクチン接種にかかる接種料については計上していませんので、ある程度状況が見えてきた段階で歳入補正をさせていただきますと、一般会計からの繰入金 144,000 千円の実質的な持ち出し額も若干下がってくる可能性もあります。
いずれにしましても、これまで通り一般会計からの繰入を極力少なくできるよう、経営努力を重ねて参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。
説明が長くなりましたが、以上で、議案第１号から議案第３号までの提案の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　以上で、一括議題とした各会計の予算説明が終わりました。

○日程第 13　議案第７号

議長（高橋昭典君）　次に、日程第 13　議案第７号「東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第７号　東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由と議案の説明を申し上げます。
最初に、条例制定の提案理由でありますが、人口が減少する中で、様々な地域社会の課題について民主的に合意形成を進めていく地方議会の役割は重要でありますが、一方で、人口減少・高齢化とも相まって、地方議会の議員のなり手不足が深刻化しています。
こうした町村の選挙における立候補の環境を改善し、候補者間の選挙運動の機会均等を図り、また、多様な人材の議会参加を促進する環境を整備することを目的として、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙公営制度、選挙運動費用の一部を負担する仕組みを、条例で定めることにより町村にも同様に拡大し、町村議会議員選挙においてもビラ頒布等を解禁するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、新たに条例を制定しようとするものです。
それでは、選挙公営の概要を説明いたしますので、第１回定例会資料１頁をご覧いただきたいと思います。
今回の条例制定により選挙公営の対象となるものは、選挙運動用自動車にかかる部分として、自動車の借り入れ、燃料代、運転手の雇用について、選挙運動用ポスター・ビラの作成について対象となります。
選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式（一般運送契約）

と個別契約方式の２種類となり、ハイヤー方式とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者との有償契約により自動車の借入、燃料代、運転手の雇用の契約をまとめて行うもの、１日 64,500 円、選挙期間を最大５日として１台分の 322,500 円を上限額としています。

個別契約方式は、自動車借入契約、燃料供給契約、運転手雇用契約について、それぞれ個別に契約する方式で、自動車借入契約では１日 15,800 円、選挙期間を最大５日として１台分 79,000 円、燃料供給契約では１日 7,560 円、選挙期間を最大５日として 37,800 円、運転手雇用契約では１日 12,500 円、選挙期間を最大５日として１名分 62,500 円を上限額としています。

選挙運動用ポスター作成については、ポスター掲示場に掲示するポスター作成費用が対象となり、作成単価上限を 2,500 円として、作成枚数ですが、現在、選挙におけるポスターの掲示場数は 32 か所ありますが、汚損などによる張り替え分を見込んだ 40 枚を作成枚数の上限とした 100,000 円を上限額としています。

選挙運動用ビラの作成については、作成単価の上限を７円 51 銭として、作成枚数の上限は、町村長選挙で 5,000 枚、議員選挙は 1,600 枚、上限額は町長選挙で 37,550 円、議員選挙で 12,016 円となります。

それでは、条例の内容について資料により説明いたしますので、第１回定例会資料２から３頁を議案と併せてご覧いただきたいと思います。

第１条の条例の趣旨では、本条例の目的について規定しており、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び「選挙運動用ポスター」の作成の公費負担に関し、必要な事項を定める条例であることを規定しています、

第２条から第５条までは選挙運動用自動車の使用の公費負担にかかる事項について規定しており、第２条では、候補者が選挙運動用自動車を無料で使用できる金額の範囲と供託物については、候補者の得票数が一定数に達しない場合は没収となり、その場合、選挙に要した経費の公費負担は適用されないことから、公費負担は供託物が町に帰属されない場合に限ることを、第３条では、選挙運動用自動車を無料で使用したい者は、一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならないことを、第４条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続として、第３条の契約に基づき、一般運送契約、一般運送契約以外の自動車借入契約、燃料供給契約、運転手雇用契約ごとに規定する金額の範囲の中で、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき支払うことを、第５条では、一般運送契約と一般運送契約以外の契約のいずれもが締結されているときの取扱いについて、それぞれ規定するものです。

第６条から第８条までは、選挙運動用ビラの作成の公費負担にかかる事項について規定しており、第６条は、候補者が選挙用ビラを無料で作成できる枚数の上限と金額の範囲についてのほか、公費負担は供託物が町に帰属されない場合に限ることを、第７条では、第６条の規定を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者と選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届けなければならないことを、第８条では、規定する金額の範囲の中で、当該ビラ作成業者からの請求に基づき支払うことについて、それぞれ規定するものです。

第９条から第 11 条までは、選挙運動用ポスターの作成の公費負担にかかる事項について規定しており、第９条は、候補者が選挙用ポスター

を無料で作成できる枚数の上限と金額の範囲についてのほか、公費負担は供託物が町に帰属されない場合に限ることを、第 10 条では、第９条の規定を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者と選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届けなければならないことを、第 11 条では、規定する金額の範囲の中で、当該ポスター作成業者からの請求に基づき支払うことについて、それぞれ規定するものです。

第 12 条は条例の施行に関し必要な事項を東川町選挙管理委員会へ委任することについて規定しています。

議案本文に戻っていただき、附則では、この条例は公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用いたします。

以上、議案第７号について、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　私はこの案に反対しておりまして、その理由として、今回の改正案の目的の一つに、多様な人材の議会参加を促進する環境を促進することということで、すなわちなり手不足を解消することということが挙げられているんですけども、内容として見ますと、選挙運動用の自動車、選挙カーの部分が公費負担になるということになりますと、これによって選挙カーを出すっていうことが、費用的には容易になるということではあるんですけども、一方で、組織を持たずに個人で選挙に出ようと思う方にとっては、結局、運転手の確保をしなきゃならないとか、いわゆるウグイス嬢の確保をしなきゃならないというふうなことで、選挙活動がどんどん大がかりなものになってしまうということが懸念されます。

つまり、人によってはなんですけども、組織を持たずに個人１人で頑張って選挙に戦おうという者に対してハードルを上げてしまうということになりますと、なり手不足を解消するという本来の趣旨に反するのではないかというふうな思いであります。

そしてまた、立候補者に経済的な負担が減るという一方で、こちら、その費用の負担が国の負担ではなく、町の一般財源で賄うものということに関してでも反対でありまして、というのは、一部の町民さんから、やっぱり例え４年に一度の選挙の機会だとはいえども、選挙カーがちょっとうるさいというふうな話もありまして、その部分に関してどうして町の財源を使わなきゃならないんだというふうな意見も、勝手に私の推測なんですけども、そういう立場の者としまして、今回の案には反対させていただきます。

以上です。

議長（高橋昭典君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成の討論ありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。

討論交互の原則により、これをもって討論を終結します。
これより、議案第７号について採決します。
本件の採決は、起立採決とします。
議案第７号について、原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。（起立 10 名）
起立　10 名、起立多数であります。
よって、議案７号「東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 14～16　議案第８号～第 10 号

議長（高橋昭典君）
議事の進め方についてお諮りします。
日程第 10　議案第８号から日程第 16　議案第 10 号までは、いずれも人事院勧告に伴う条例改正案で、関連がありますので、これを一括議題とします。
日程順に従い、順次、提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第８号から議案第 10 号までの３議案について、一括して提案理由と改正内容の説明を申し上げます。
人事院は、昨年 10 月７日、国家公務員一般職について、2020 年度の期末手当を 0.05 か月引き下げることなどを骨子とする勧告書を国会及び内閣に提出しました。
政府は、人事院勧告を受けて 11 月６日に給与法改正案を国会に提出し、11 月 27 日に可決後、11 月 30 日に公布されています。
本町のように人事委員会を設置していない町村では、地方公務員法により、民間事業者における従業員の給与や、国の人事院勧告などを参考に、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされているところであることから、給与等関連条例の改正について提案するものであります。
ここで、給与勧告の骨子について該当する内容を説明いたしますので、第１回定例会資料の４頁を議案と併せてご覧いただきたいと思います。
給与勧告の内容についてでありますが、中段の「Ⅱ　ボーナスの改定等」、「１　民間給与の調査」にありますように、人事院では、民間給与との比較において、約 12,000 民間事業所を対象に調査を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を、実地によらない方法で実施した結果、民間の支給割合は 4.46 月であり、公務員は 4.50 月との結果でありました。
なお、月例給については、９月 30 日までの調査の結果、民間給与との較差が極めて少ないことから、改定は行わないとの方針が人事院から報告されています。
この結果を受けて、２の「ボーナスの改定の内容と考え方」に記載されていますように、民間の支給状況を踏まえ支給割合を 4.50 月から 4.45 月に引き下げる内容が示されていることから、令和３年度以降の期末手当より６月期と 12 月期ともに期末手当を 1.275 月分、勤勉手当を 0.95 月とし、合計で 0.05 月分を引下げる改正を行う関係条例の改正

について、今回、提案をさせていただくものです。
　それでは、はじめに、議案第８号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正内容を、新旧対照表により説明いたしますので、第１回定例会資料の５頁をご覧ください。
　第 11 条の２第２項及び第３項の期末手当について、６月、12 月期ともに 100 分の 127.5 に改正するものです。
　条例本文に戻っていただき、この条例は令和３年４月１日から施行いたします。
　以上が、議案第８号の改正内容であります。

　次に、議案第９号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について改正内容をご説明いたします。
　条例の新旧対照表は、第１回定例会資料の６頁になります。
　改正の理由については、議案第２号と同様ですので省略させていただきますが、議会議員の期末手当については、６月支給分、12 月支給分ともに 100 分の 222.5 に改正するものです。
　条例本文の附則に戻っていただき、この条例は令和３年４月１日からの施行としています。
　最後に、議案第 10 号の特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、条例の新旧対照表は第１回定例会資料の７頁になります。
　常勤特別職の改正は、議会議員と全く同様の改正ですので、ご確認いただき、説明については省略をさせていただきます。
　以上、議案第８号から議案第 10 号まで一括して議案の説明をさせていただきました。
　よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより一括して質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
　質疑なしと認めます。
　これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
　討論なしと認めます。
　最初に議案第８号について採決いたします。
　本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。
　よって、議案第８号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

　次に、議案第９号について採決いたします。
　本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。
　よって、議案第９号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

　次に、議案第 10 号について採決いたします。
　本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」

の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第 10 号「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 17　議案第 12 号

議長（高橋昭典君）
日程第 17　議案第 12 号「東川町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
税務定住課長、吉原敬晴君。

税務定住課長（吉原敬晴君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 12 号　東川町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と改正内容についてご説明いたします。
議案第 12 号　東川町税条例の一部を改正する条例の制定について
東川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
令和３年３月８日提出　東川町長であります。
改正内容の説明について、お手元の資料によりご説明いたしますので、第１回定例会資料 10 頁から 11 頁を併せてご覧ください。
提案理由でありますが、今回の改正は、生活形態の多様化とコロナ禍対策を意識した徴収方法拡大のため、集合税方式から単税方式に変更し、コンビニ収納、或いはキャッシュレス決済を令和３年度より実施予定であることに伴い、納税額の平準化を図り、納付環境の改善に努めるため、町民税、固定資産税、軽自動車税の３税目のうち、固定資産税の納期を変更するものです。
具体的な納期についてですが、第１期については、現在と変わらず７月１日から同月 31 日まで、第２期は８月１日から同月 31 日まで、第３期は 10 月１日から同月 31 日まで、第４期は 12 月１日から同月 28 日までと、第２期から第４期については、現在よりも１カ月ずつ繰り上がることになります。
また、東川町税納入期限変更資料にありますように、住民税と固定資産税の納期限が重複しないよう交互に設定することにより、それぞれの税目の１期当たりの納付額が減り、納税者が分割して納付しやすくなります。
令和３年度は新たな納付方法の追加や納入期限が変更になる等、納付環境が変更になることから、納税者にわかりやすく誤解の無いよう、チラシや広報誌を活用しながら周知に努めて行きたいと考えております。
以上、東川町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容についてご説明申し上げ、提案させていただきますので、ご審議の上、ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）
これより質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。

議案第 12 号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第 12 号「東川町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 18　議案第 13 号

議長（高橋昭典君）
日程第 18　議案第 13 号「東川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、平田章洋君。

都市建設課長（平田章洋君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 13 号　東川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。
議案第 13 号　東川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
東川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
令和３年３月８日提出　東川町長
今回の改正提案につきましては、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定により、道路構造令が改正され、交通安全施設に自動運行補助施設が加えられたほか、歩行者利便増進道路の基準が追加に伴い、本町の道路の構造の技術的基準等を定める条例つきましても同様の基準を追加するものです。
それでは、先に用語の説明をさせていただきますので、定例会資料の 12、13 頁をご覧ください。
自動運行補助施設は、自動運行車の安全な運行を道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設です。
具体的には、自動運転に伴う電磁誘導線・磁気マーカー等を言います。
続いて、歩行者利便増進道路は、賑わいある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間が整備され、占用を柔軟に認められる道路です。
具体的には、歩道等の中に通行区間とは別にカフェやベンチの設置など、歩行者の滞留・賑わい空間を整備することです。
それでは、条例本文でございますが、東川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。
改正内容についてご説明申し上げますので、第１回定例会資料 15 頁の新旧対照表をご覧ください。
第４条中「第 43 条」を「第 44 条」に改めるものです。
第 33 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加えるものです。
第 45 条を第 46 条とし、第 44 条を第 45 条とし、第 43 条の次に次の１条を加えるものです。
（歩行者利便増進道路）
第 44 条　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行

者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

２　前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

３　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律 91 号）第 10 条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

以上が今回提案させていただく改正条例の内容でございます。

議案第 13 号の本文に戻りまして、附則に記載のとおり、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第 13 号　東川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定の提案理由と改正内容の説明となります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより質疑に入ります。

９番、正満正義君。

９番（正満正義君）

歩行者利便増進道路というところなんですけど、言っている意味はよくわかるんですが、町内に市街地の中で対象するような道路というのか、歩行者専用道路の幅広いところがあるのか。

また、商店街でお祭りだとかそういうイベントの時に出店程度の焼き鳥だとかそういうものを出しているのもそういう意味で取っていいのか。

それと、今後、町道に関して新たに道路の拡幅だとか、そういうものについての考えがあるか、それを聞かせていただけると。

議長（高橋昭典君）

都市建設課長、平田章洋君。

都市建設課長（平田章洋君）

ただいまご質問いただいた部分でございますけれども、まず、該当する道路につきましては、この改正内容につきましては、町道以外の都道府県道も含まれておりまして、そこの部分の道路改修等を、例えば道道であれば道に代わって町が行うこともできるんです。実際、補助メニュー等も今後整備される予定です。

例えば、今現在、道道の部分の歩道につきましては4.5の幅員がありますけれども、あと１丁目道路についても一部4.5があります。道路の種類につきましては、３種３級と４級で、歩道の幅員幅につきましては、２ｍを歩道のスペースとして確保して、残り、例えば4.5ｍございますので、2.5ｍの部分を今までお祭りとかそういうときに一時スポットで使っておりましたけれども、それを申請等を行いまして常時占有して使うような、そんな形が新たにできるようなものだということでイメージ

をいただきたいと思います。
今後、町の歩道の部分につきまして、そういった整備を今考えているかというと、今現在のところまだございませんけれども、今後このような改正をもとにして、さらに賑わいを作っていくようなことを考えていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　現行で中央分離帯というのは東川にはないですよね。新たにこういうのを付け加えなくちゃいけないのかということの質問です。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、平田章洋君。

都市建設課長（平田章洋君）　ここはあくまでも現行のイメージの部分を載せておりまして、中央分離帯とかそういうのは必要ございません。
ただ、歩道の幅を拡幅して、新たな用途として、カフェとかベンチ、そういったものを設置する場合に、その部分を占用して使うことができるという、そういった内容でございます。
ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　重ねてになるんですけど、歩道を最長20年占有できると書いてあるんですけども、例えば歩道の前にある商店さんと別の法人さんが占有するという場合も想定しているんです。何となくイメージ的にはお店の前に例えばテーブルを飲食店であればテーブルを置きたいと。ただ、第三者の法人さんなり個人の人が先に占有してしまっているといった場合とていうのは何か対処考えているんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、平田章洋君。

都市建設課長（平田章洋君）　あくまでも占用部分につきましては公募等で選考される形になっておりますので、占用期間が最長20年ということでありますけれども、その中で占用期間を決めていただいて使用していくことになりますので、そんな形で、占用についてはあくまでも公募により選定された事業者等ということになりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　例えば公募で、お店の向かいを今現時点で使う予定はないんだけどという場合ありますよね。商店さんが。で、後々使いたいという場合も考慮して、例えば公募で許可を出さないとか、そういうことになるんでし

ょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、平田章洋君。

都市建設課長（平田章洋君）　そちらの部分につきましては、まず、歩道の部分については、公の敷地ということになりますけれども、そこの敷地内にある家の方、家主の方ですね。その方と歩道の占用の物件については地主が違うことになりますけれども、その中で、そこに住んでおられる方との十分な協議は必要だと思います。
公募となりますと色々な条件が付いて参りまして、占用期間についてもその中で十分協議を重ねて、使い方についても両者の言い分等を調整しまして使用していくような形になろうかと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第 13 号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第 13 号「東川町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 19　議案第 14 号

議長（高橋昭典君）　日程第 19　議案第 14 号「東川町文化ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
写真の町課長、矢ノ目俊之君。

写真の町課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 14 号　東川町文化ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と改正内容の説明を申し上げます。
今回の改正の主な要因としましては、令和３年２月１日にリニューアルオープンとなった東川町文化ギャラリーの入館料及び使用料について、新設した施設分及び従前から利用者の利用実態等を考慮し改正するものです。
改正点の１つ目の入館料については、各種写真関係団体の巡回展及び東川町で開催されるフォトコンテスト「東川大写真展」などの一般展示は、町内、町外、団体の区分をなくし、現行の町内料金と同額の 100 円とし、写真展等開催時に応分の負担が生じる年３から４回程度開催されている企画展示は、展示毎に入館料を決定できるように改正します。
改正点の２つ目の施設使用料は、他の公共施設の使用料区分と同様に町民等の区分を設け、展示室の使用料をこれまで使用面積で使用料を決

定していたものを、公募展等では展示室毎に使用されている利用実態から料金の明確化を図るため、展示室毎に料金を設定し、新設のスタジオ使用料を新たに追加します。
　併せて他の公共施設の字句と整合性を図るため文言の整理も行います。
　なお、新設のラウンジのみを利用されるお客様は、無料でご利用いただけます。
　それでは、新旧対照表により説明いたしますので、第１回定例会資料の 16 頁を議案と併せてご覧いただきたいと思います。
　まず、第６条第１項の「別表」を「別表第１」に、第９条の「別表」を「別表第２」とし、「別表第１」は入館料を、「別表第２」は使用料を規定します。
　「別表第１」は「企画展示」の入館料を「1,500 円を上限として町長が定める額」とし、「一般展示」の入館料を「100 円」に改めます。
　備考についてですが、これまでの４項目から６項目に変更するもので、１は企画展示の規定、２は一般展示の規定、３は中学生以下の免除規定、４は町内の各学校が授業等で入館する場合の免除の規定、５は公共性のある団体の全町的な事業による入館料の免除の規定、６は入館料を公共施設共通利用回数券で納付することができる規定といたします。
　「別表第２」は展示室となるギャラリー１～３の使用料をそれぞれ１日当たり「2,000 円、町民等 1,000 円」、ギャラリー４は展示壁面が少ないことから１日当たり「1,500 円、町民等 700 円」に改めます。
　新設のスタジオ使用料を１時間当たり「1,000 円、町民等 500 円」とします。
　備考についてですが、これまでの５項目から 11 項目に変更するもので、１は町民等の規定、２は町内団体主催事業の町民等扱いとする規定、３は町内の各学校が授業等で入館する場合の免除の規定、４は中学生以下の免除規定、５は町内少年団の免除規定、６はシニアクラブ等の免除規定、７は公民館活動等の免除規定、８は公共性のある団体の全町的な事業の免除規定、９は営利目的で使用する場合の使用料の規定、10 は使用料を公共施設共通利用回数券で納付することができる規定、11 は使用時間の端数処理の規定といたします。
　条例改正本文に戻りまして、この条例は、令和３年３月 30 日から施行するものといたします。
　以上、議案第 14 号　東川町文化ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げました。
　ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）
　これより質疑に入ります。
　10 番、鈴木哉美君。

10 番（鈴木哉美君）
　10番、鈴木です。
　企画展の1,500円という価格設定。1,500円以下ということですけれども、この根拠はどういうところから出されているのかということが１点。
　それから、この場合、企画展が、例えばの話ですけども1,500円だったとします。そうすると、入場の時に、よく他の美術館とか博物館なんかでもそういうことがありますけれども、企画展と一般展、両方見る場

合には、1,500円と100円を足して1,600円払うということになるのでしょうかという点の確認。
　そして、どうして今回このように企画展示で金額の高い設定をせざるを得ないような事情というか、そういうことがあるのでしょうかという、この３点お願いします。

議長（高橋昭典君）　写真の町課長、矢ノ目俊之君。

写真の町課長（矢ノ目俊之君）　ただいま質問のありました企画展と一般展の関係ですけども、まず、前提としまして、利用する方々に幅広く見ていただこうというところで、今現在、新しいギャラリーになりまして、入館の手続き等も従前の券売機方式から人が出て接客をして対応するという方式に変えております。
　それに合わせて、企画展と一般展が重複するような場合、今現状でも可能性としては考えられます。その場合、両方をお支払いいただくということではなく、上限を鑑みながら料金の設定をさせていただくということでございます。
　また、1,500円が上限となっておりますが、1,500円の入館料を徴収するというのはかなり稀なケースでありまして、現状で今想定されているのは、年間２から３回ほどの企画展がありますけども、そちらの入館料については、全館で企画展を開催する場合は500円程度というふうに考えております。
　また、今現在展示している展示もそうなんですけども、半分が企画展、半分は内部企画展という形でやっておりますが、そういった場合は、加味して300円など、そういった設定をしていくということで、随時設定していきますが、あまり高額な料金設定にならないようにということで考えております。
　なので、今回、何故企画展というところの差を設けなければならなかったのかということなんですけども、従前から東川町の文化ギャラリーは、町外200円、町内100円ということでやってきております。これは開館当初から変わっておりませんが、入館料について、企画展をする度に、やはり企画展というのは全国、全道を巡回しているケースがかなり多いです。そのときに、例えば札幌で展示をして、そこでは800円でした。でも、東川町に来たら200円です、100円ですということも機会としてはかなりありました。また、財源の入館料を通常の一般企画展がかなり大半を占めておりまして、全体の割合でいきますと７割から８割以上が一般展示ということになります。それによって使用料の収入というのも落ちてくる訳ですけども、今回の改正に合わせて、大体一般の通常の企画展示に関わる経費というのが、やはり最低でも100万円からということになっています。そういったこちらの応分の負担が生じる展示については、それなりの作品展ということになりますので、観覧いただく利用者の方にも多くの負担をいただきたいということでの考えでございます。
　以上です。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　新たに新設されましたスタジオに関してなんですけど、利用目的というか、スタジオというといわゆる写真を撮るスペースというイメージが強いんですけども、利用に際して何か条件というか、範囲というか、そういったものがあるのかないのか、その辺お伺いします。

議長（高橋昭典君）　写真の町課、矢ノ目俊之君。

写真の町課長（矢ノ目俊之君）　スタジオについては、こちらの仕様の設定でも説明をさせていただいている訳ですけども、基本、撮影ができたり、展示ができたり、ワークショップなど、様々な利用が可能となります。
　ただ、今回のスタジオについては、東川賞のコレクション展というのがあまり今までは皆さんが町民の皆様の財産でありながらなかなか見ていただく機会が少なかったということもあって、主には東川賞のコレクション展の展示を行います。それの空いている期間については一般の申し込みをいただくことができます。
　そこで撮影だとか、そういったことでもできますし、ワークショップ、トークイベントなどでもできますので、一般の施設利用と同じように利用していただければというふうに思っております。
　あと、スタジオについては、通常、一般的にいう貸しスタジオになりますと色んな備品類の貸し出しもありますけども、そんなに沢山こちらでは用意することは考えておりませんので、基本は持ち込みで、何かしら撮影をするのであれば撮影をしていただくということになるかと思います。
　よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
　７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　確認だったんですが、町内各学校ということで、授業等で入館する場合の免除、これは引率の先生も免除ということでよろしいんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　写真の町課、矢ノ目俊之君。

写真の町課長（矢ノ目俊之君）　学校等で利用する場合は、引率される先生方も、従前からもそうなんですけども、無料でご利用いただいているということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
　これをもって質疑を終結します。
　これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
　討論なしと認めます。
　議案第 14 号について採決いたします。
　本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号「東川町文化ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

休憩に入ります。再開は、14 時 45 分。（休憩宣言。14：34）

休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣言。14：45）

○日程第 20　議案第 15 号

議長（高橋昭典君）

日程第 20　議案第 15 号「財産の取得について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
産業振興課長、竹部修司君。

産業振興課長（竹部修司君）

（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 15 号　財産の取得についての提案理由の説明を申し上げます。
議案本文と併せて、第１回定例会資料の 19 から 23 頁をご覧ください。
次のとおり、ヨーロッパ家具デザインアーカイブス構築用備品（織田コレクション）を購入したいので、地方自治法第 96 条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。
本年度取得するヨーロッパ家具デザインアーカイブス構築用備品いわゆる「織田コレクション」は、デザイン性や質が高く評価されているヨーロッパ家具などのデザインアーカイブスの構築を行い、将来の地域財産として公有化を図るもので、最終年度となる今回、椅子 173 点、テーブル２点の計 175 点を取得するものであります。
今回の取得予定分 175 点に、今までの購入分 575 点を合わせると、合計 750 点になる予定です。
取得の方法につきましては、随意契約で、契約金額は 5,000 万円、契約の相手は、上川郡東神楽町南２線 16 号 21 番地の織田憲嗣氏であります。
今回取得するコレクションは、北欧の家具デザインの椅子を予定しており、その価格評価にあたっては、東京都内でヨーロッパのモダンデザインを中心としたデザイン雑貨や家具の輸入販売総代理店業務を行い、国内でヨーロッパデザインに精通し鑑定が行えるルカ株式会社　代表取締役である輿石朋敦氏に依頼し実施しております。
取得するための財源につきましては、地方創生推進交付金の循環型生涯活躍のまちづくり推進事業で事業認定を受け、その交付金を充てることにしております。
支出科目につきましては、２款　総務費、２項　企画費、６目　地方創生推進事業費、17 節　備品購入費であります。
今回取得するコレクションの納期につきましては、令和３年３月 26 日を予定しており、旭川市永山のデザインセンター敷地内にある倉庫に収蔵し、せんとぴゅあⅠ及びⅡを中心に展示し、また、国内外の美術館への貸し出しなどを行いながら活用を図って参ります。
以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第 15 号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第 15 号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 21　議案第 16 号

議長（高橋昭典君）

日程第 21　議案第 16 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）

ただいま議題となりました、議案第 16 号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由と議案の内容について説明いたします。
令和２年６月 18 日に議決をいただきました、東川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の内容について、変更する必要が生じましたので、財政上の特別措置等に関する法律第３条第５項の規定により、議会の議決を求めるものであります。
それでは、総合整備計画の変更点について説明いたしますので、第１回定例会資料の 24 頁からの新旧対照表を議案と併せてご覧ください。
今回の変更は１次変更となり、変更点は赤文字にしていますのでご確認ください。
次の頁の「３.公共的施設の整備計画」については、変更点を 26 頁の整備計画の内訳で説明させていただきます。
今回、変更または追加する事業については、新年度当初予算に計上し実施を予定している事業並びに今後、辺地事業として取り組む予定がある事業について、予め計画内容を変更するものです。
はじめに、一段目の道路計画に関する変更ですが、橋梁長寿命化修繕計画策定業務について追加し、事業費を増額するほか、西３号道路改良事業を減額変更した結果、合計で 16 事業の計画となりますが、事業費の総額に変更はありません。
次に、４段目の電気通信事業、地域情報通信基盤整備事業については、事業費を 14,000 千円から 21,000 千円に増額いたします。
次の頁をお開きいただき、一段目の飲料水供給施設は、東忠別地区飲料水供給施設整備事業 22,000 千円の事業を新たに追加し、合計で５事業の計画として、事業費の総額は 285,200 千円に増額いたします。
次の４段目の地場産業の振興に関する施設については、酒造施設整備事業について、事業費が確定したことに伴い 368,000 千円に減額し、財源についてもそれぞれ変更いたします。
５段目の観光又はレクリエーションに関する施設では、中山湧水池ふれあい公園整備事業について、事業費を 33,000 千円に増額するほか、松田与一記念館整備事業 56,000 千円を新たに増額し、合計で 11 事業の

計画として、事業費の総額を 2,652,200 千円に増額いたします。
次の頁をお開きいただき、４段目の公民館集会施設では、東雲・上岐登牛地区住民集会場改修事業 14,000 千円を新たに追加し、合計で２事業の計画として、事業費の合計を 39,200 千円に増額いたします。
以上が変更の内容ですが、今回、事業、事業費の追加及び変更を行い、総事業費については、当初の計画時の 7,107,300 千円で、変更はありません。
なお、この辺地計画の事業費と新年度予算の事業費は必ずしも一致するものではなく、当初予算、更には今後補正予算により予定している事業費の財源を確保するため、多少多めの事業費を計上し、辺地対策事業債の枠を確保しておくもので、この計画に登載されていない事業については、辺地債の対象事業と認められないため、実施の可能性がある事業も含んでいるという事をご承知おきいただければと思います。
なお、これらの変更については、北海道との事前協議を行っており、２月 19 日付けで北海道として異議ない旨の回答を受けており、今議会で議決いただければ、正式な協議書として提出し、計画認定されることとなります。
以上、簡単ですが、議案第 16 号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての説明であります。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第 16 号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第 16 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 22　議案第 18 号

議長（高橋昭典君）　日程第 22　議案第 18 号「副町長の選任について」を議題とします。
除斥の対象にはなりませんが、本人より退席の申し出がありますので、市川副町長、平田都市建設課長の退席を認めます。
（副町長、市川直樹氏、都市建設課長、平田章洋氏退室。14：56）
提案理由と議案の説明を求めます。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
議案第 18 号の副町長の選任について提案をさせていただきたいと思います。
東川町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求める。
住所　[redacted]
氏名　平田章洋
生年月日　[redacted]

住所　[redacted]
氏名　市川直樹
生年月日　[redacted]の２名であります。
提案理由でありますけれども、東川町副町長　長原淳氏が、令和３年３月 31 日付けをもって退職し、市川直樹氏が、令和３年３月 31 日付けをもって任期満了となるためでございます。
簡単に平田章洋氏の選任についての履歴等を説明させていただきたいと思います。
平田章洋氏は、現職の長原淳副町長の後任として、都市建設、産業振興、東川スタイル、一部定住対策などの業務を担うトップとして選任しようと同意を求めるものであります。
平田氏は、過去の職員経験からも、経験力、行動力、積極性に富んでおります。コロナ禍の中、新しい社会の在り方が問われ、艱難辛苦を経験した者が、もしも私が住民であったならばという住民視点に立って対話、支え合いの輪、融和という３つの Wa を大切に、共にという考え方により、より良い社会をつくるため、先導的な業務をやってくれるものと期待をいたしております。
簡単に経歴について触れてみたいと思いますが、平田氏は東川高等学校を卒業後、日本国有鉄道旭川駅機関区で 11 年間、旭川市の臨時職員として１年、旭川優佳良織工芸館で２年、役場公務補、町立病院、後から診療所になりましたけれども、町立診療所で６年間の公務補、そして、平成 11 年から事務職として従事。この間、保健福祉、産業振興、企画総務、そして、平成 24 年からは課長職として、定住促進課長、東川振興公社社長、交流促進課長、東川スタイル課長、議会事務局長、都市建設課長ということで、教育委員会以外のほぼ全ての分野を経験している且つ民間の経験もあり、経験力によって新しいまちづくりの大きな力になると考えております。
また、市川直樹氏については、３月末でもって任期満了となる訳でありますけれども、引き続き、企画総務、税務定住、保健福祉、日本語学校、文化交流などを中心として、事務方のトップとして引き続き選任したいと考えているものであります。
経歴等については、現職の副町長でもあることから省略をさせていただきたいと思います。
どうか選任くださるようにお願いを申し上げ、提案とさせていただきます。
ありがとうございます。

議長（高橋昭典君）　これより一括して質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は人事案件につき、議会運営に関する先例により、討論を省略し、採決に移りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認め、直ちに採決に移ります。
採決は、起立採決とします。
最初に、平田章洋氏の副町長選任に同意することに賛成の議員の起立を求めます。（起立全員）
起立全員であります。
よって、「平田　章洋氏の選任について」は、同意することに決しま

した。

次に、市川直樹氏の副町長選任に同意することに賛成の議員の起立を求めます。（起立全員）
起立全員であります。
よって、「市川　直樹氏の選任について」は、同意することに決しました。
（副町長、市川直樹氏、都市建設課長、平田章洋氏着席。15：03）
ここで、市川・平田両副町長より、発言を求められていますので、これを許します。
最初に、市川副町長、ご登壇願います。

副町長（市川直樹君）

（登壇）
議会本会議中の貴重な時間を拝借し、発言の機会を与えていただき誠にありがとうございます。
ただいまは私の副町長選任に対しまして、議会の皆様のご同意をいただき、心より感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。
今、新型コロナの影響を受け、この１年で私たちの生活は大きく様変わりをいたしました。これまで当たり前であったことが、あらゆる場面で制限を受け、その環境にあった新しい生活や新しい形への変換が求められる時代になって参りました。
また、私たちの職場においても、長年にわたって豊かな経験力と鋭い判断力で東川のまちづくりの中核を担い、牽引してこられました長原副町長が、この度、任期満了を待たずしてご勇退されることとなり、私たちを取り巻く環境もまた大きく変わることになります。
今の時代、自然界においても、そして、私たちの社会生活においても、予想外の出来事や不測の事態というのは、いつどこで何が起こっても不思議ではない時代になっております。こういった事態に柔軟に対応し、環境の中で常に最善を尽くして前に一歩進むための努力を積み重ねることが何より重要なことだというふうに考えております。
４月からも引き続き東川町のまちづくりに参画できますことを心から感謝を申し上げ、松岡町長を先頭に新任の平田副町長や職員の皆さんと力を合わせて住民福祉の向上のために最善を尽くす覚悟でありますので、引き続き、議会の皆様、そして町民の皆様方にご指導いただきますようお願いを申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。

議長（高橋昭典君）

続きまして、平田副町長、ご登壇願います。

都市建設課長（平田章洋君）

（登壇）
最初に、議会本会議中の貴重な時間の最中、発言の機会を与えていただきましたこと、深くお礼を申し上げます。
ただいま副町長の選任の同意をいただき、議会の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。
現在の正直な心境を申し上げますと、副町長という職責の重さや、経験豊富な長原副町長の後任ということを考えたときに、私のような知識、能力とも十分でないものが、職責を担っていけるのかと不安でいっ

ぱいというのが、現在の心境であります。改めて職責の重さに身の引き締まる思いであります。
これから、松岡町長のもと、先程行政執行方針の中でもお話がありましたが、町の様々な課題に対して最善を尽くし、東川だからできる東川スタイルのまちづくりを進化させ、住民福祉向上を実現させるため、職員と一丸となり誠心誠意努めさせていただく所存であります。
至らぬ点も多々あるかと思いますが、議会や町民の皆様方には、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。
簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

○日程第 23　議案第 17 号

議長（高橋昭典君）　日程第 23　議案第 17 号「被表彰者の推薦について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
副町長、市川直樹君。

副町長（市川直樹君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 17 号　被表彰者の推薦について、提案理由と議案の内容について説明いたします。
議案第 17 号　被表彰者の推薦について
下記の者を表彰したいので、東川町表彰条例第 12 条の規定に基づき推薦するものとする。
今回、推薦させていただくのは、東川町表彰条例に基づく善行表彰として、町の公益のため多額の寄付をいただいた２名の個人と３つの法人。自治功労表彰では、副町長として満 12 年以上勤務された長原副町長。一般功労表彰では、令和３年度中に満 100 歳を迎えられる２名の方及び長年にわたり本町の国際交流やまちづくりに尽力をいただいている３つの団体に対する表彰。そして、町職員として 30 年以上勤務し、成績優秀、功労顕著であった４名の職員表彰について推薦させていただき、議会の議決をお願いするものであります。
それでは、順次提案させていただきます。
最初に、東川町表彰条例第３条の善行表彰のうち第３号に規定する町の公益のため多額の私財を寄附した個人又は団体に該当する方であります。
この多額の私財を寄附したという基準については、施行規則の別表において、個人は 100 万円以上、法人は 200 万円以上の寄付をされた方と規定しています。
今回は、いずれもふるさと納税制度・企業版ふるさと納税制度により本町に寄付をいただいたもので、いわゆる返礼品を受けずに寄付をいただいた方を対象としております。
個人のお一人目は、大分県にお住いの中島拓様です。中島様は、ジェイリースという家賃保証会社の社長さんで、今年度から地域おこし協力隊として活躍いただいている栗岡大介さんの紹介で、株主の「写真の町推進事業」に対し、昨年 10 月に現金 [redacted] 千円の寄付をいただきました。
個人の２人目は、東京都にお住まいの佐藤茂様であります。佐藤様は、不動産会社の株式会社エイブルの社長さんで、竹内智香選手と連携して

進めているスノーボードキッズ育成事業に対し、昨年12月に現金[redacted]千円の寄付をいただきました。

次に、法人に対する表彰でありますが、１社目は、新潟県に本社があります株式会社アクトギア　代表取締役中山道夫様であります。アクトギアは、スノーボードのビンディングを製造しているメーカーで、企業版ふるさと納税制度により、スノーボードキッズ育成事業に対して、昨年３月に現金[redacted]千円の寄付をいただきました。

次に、法人の２件目は、愛知県名古屋市にあります株式会社フジキカイ　代表取締役社長　生田涌希様。株式会社フジキカイは、お菓子などの梱包機械を制作している企業で、同じくスノーボードキッズ育成事業に対して、昨年８月に現金[redacted]千円の寄付をいただきました。

次に、法人の３件目は、東京都にあります大栄不動産株式会社　代表取締役社長　石村等様です。東川では、現在、北の残照という大雪山を舞台にした短編小説を映像化し、写真集とともに、コロナ禍が明けた時の観光復活に活用しようと準備を進めていますが、この原作を書いた小説家である毛利宏嗣さんのご紹介でこれらの製作費に使っていただきたいと昨年６月に[redacted]千円の寄付をいただいたものです。

次に、表彰条例第４条に定める自治功労表彰でありますが、第４条第２号に該当し、町長及び副町長として満12年以上勤務した者として推薦しますのは、[redacted]　長原淳氏、満67歳です。

長原副町長は、昭和47年４月に東川町職員として採用され、長く都市建設課で下水道・公園関係等の業務に携わり、その後、教育委員会 学校教育課長、企画課長、企画総務課長、産業振興課長などを歴任され、平成19年４月20日付けで産業・建設担当副町長に就任されております。

副町長として現在４期目の折り返しというところでありますが、冒頭、町長からの行政報告にもありましたように、後任に道を譲る形でこの３月末をもってご勇退されることとなりました。

松岡町長とは同期採用だと伺っていますが、役場採用から今日まで、ほぼ半世紀となる49年間、そのうち副町長としては14年間の長きにわたり松岡町政を支え、共に町政の発展、住民福祉向上のために大変なご尽力をいただいたところであります。

この間、豊富な経験力と卓越した指導力で職員と共に数多くの行政課題を解決し、数々の実績を残されてきたことは皆様周知のところであり、町のハード整備事業全般から景観行政、住民生活に直結する水や定住促進を図るための住宅施策など、その実績の数々は枚挙に暇がなく、まさに、松岡町長の懐刀として今日の町の発展を支え続けてきた功労者であります。退任前ではありますが、ご勇退されるにあたり感謝の意を表したいと考えているものです。

次に、一般功労表彰でありますが、表彰条例第５条第５号で、町内に50年以上居住し、かつ年齢が満100歳を超える者で、町の開拓及び伸展に対して功績顕著な方として表彰させていただきますのは、[redacted]にお住いの山下一雄様と、[redacted]にお住いの江添好松様の２名です。

山下様は８月に、江添様は来年１月に満100歳を迎えられますので、誕生日に合わせて表彰をさせていただきます。

同じく一般功労表彰のうち、表彰条例第５条第６号のその他町長が適当と認めた団体として、今回３団体の推薦をさせていただきます。

本町では、写真の町宣言以来、世界に開かれたまちづくりの一環とし

て国際交流や日本語教育事業に積極的に取り組んでおりますが、特に短期日本語研修事業をスタートさせてから 10 年、町立日本語学校を開設して５年が経過したことから、昨年 12 月の第４回定例会では、特にご尽力をいただいた個人の方々を表彰させていただきました。

今回は、これまで国際交流事業や日本語学校の学生を支えていただいてきた団体について推薦させていただくものです。

まず、１件目は、東川町文化連盟協議会です。文化連盟協議会は、昭和 27 年に設立され、今年 70 周年を迎えます。現在、加盟 17 団体、192 名の会員により構成され、本町の文化振興に大きく貢献をいただいています。

国際交流分野においては、それぞれの加盟団体の枠を超え、東川の文化や日本の文化芸能活動を国内外で披露し、積極的に交流を図っていただくとともに、外国人留学生に対しても日本の伝統文化体験プログラムの提供やボランティアサポート事業を通じて、留学生の支援や交流に努め貢献いただいているものです。

２件目は、北海道東川ラトビア交流協会です。ラトビア交流協会は、1990 年代はじめから民間レベルで始まったラトビアとの友好交流を重ね、平成 12 年に協会を設立。音楽イベントや民話絵本の作成など多様な交流を通じて相互の信頼関係を構築し、平成 20 年にはルーイエナ町と本町が姉妹提携を締結。相互派遣や文化スポーツ交流などにおいても活発な交流を進め、高校生の相互訪問や留学生の対応など、様々な場面でサポートをいただいております。

３件目は、東川町韓国交流協会です。韓国交流協会は、平成元年に現在の旭川福祉専門学校に韓国からの留学生を招致したことを契機として、韓国との友好交流を重ね、平成 17 年に交流協会を設立しております。その後も積極的に韓国との相互交流を進めるとともに、韓国をはじめとする東アジア地域からの学生を招いてスタートした短期日本語教育事業を民間レベルで支援していただいています。

最後に、表彰条例第７条の職員表彰ですが、町職員として満 30 年以上勤務し、成績優秀、功労顕著であった者に対して、定年退職時に表彰するものであります。

１人目が、農業委員会の千田浩一朗事務局長で、昭和 54 年７月採用。41 年９か月間務められ、こども発達支援センター所長、農業委員会事務局長などを歴任されています。

２人目は、保健福祉課の野澤秀夫課長で、昭和 61 年４月採用。35 年間の勤務で、社会福祉協議会事務局長、大雪地区広域連合事務局長、診療所事務長、保健福祉課長などを務められました。

３人目は、保健福祉課の中村弘美主幹で、昭和 57 年２月採用。管理栄養士として保健福祉課で 39 年間勤務され、平成 27 年から副主幹、令和２年から主幹を務められています。

４人目は、会計管理者、会計課の林直美課長で、昭和 54 年４月採用。42 年間勤務され、会計管理者、保健福祉課長などを務められました。

いずれの方々も町の重要ポストで長年にわたりご活躍いただき、今月末をもって定年退職を迎えられます。成績優秀、功績顕著な職員として表彰させていただくものであります。

なお、今回の推薦にあたっては、善行表彰及び一般功労表彰の団体部分が表彰審議会への諮問事項となっていますので、２月 26 日に表彰審議会を開催し、いずれの方も表彰適任者として議会に推薦すべきとの答

申をいただいておりますことをご報告させていただきます。
　また、ご決定いただきましたら、定例会最終日の３月 15 日に議場で表彰をさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。
　以上、議案第 17 号　被表彰者の推薦について提案させていただきます。
　ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
　質疑なしと認めます。
　本件は、表彰案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、採決に移ります。
　採決は、起立採決とします。
　初めに、表彰条例第３条第３号(善行表彰)該当者について採決します。
　原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)
　起立全員であります。
　よって、表彰条例第３条第３号(善行表彰)該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

　次に表彰条例第４条第２号(自治功労表彰)該当者について採決します。
　原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)
　起立全員であります。
　よって、表彰条例第４条第２号(自治功労表彰)該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

　次に表彰条例第５条第５号(一般功労表彰)該当者について採決します。
　原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)
　起立全員であります。
　よって、表彰条例第５条第５号(一般功労表彰)該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

　次に表彰条例第５条第６号(一般功労表彰)該当者について採決します。
　原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)
　起立全員であります。
　よって、表彰条例第５条第６号(一般功労表彰)該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

　次に表彰条例第７条（職員表彰)該当者について採決します。
　原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)

	起立全員であります。 よって、表彰条例第７条（職員表彰)該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

○　散　会

議長（高橋昭典君）	以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。 よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。 なお、明日から 14 日までは休会とし、15 日の本会議は午前９時 30 分開会予定です。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　山家　祥幸

会議録署名議員　　飯塚　達央